

# 大分市人権教育・啓発基本計画 改定版

大 分 市  
2017年（平成29年）4月

## 第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

### 1 策定の背景

- (1) 国際的な潮流
- (2) 国の取組
- (3) 大分県の取組
- (4) 本市の取組

### 2 基本的考え方

- (1) 趣旨
- (2) 基本目標
- (3) 基本姿勢
  - ①共生の心を育む ―共に生きる喜びの実現―
  - ②生涯学習の視点に立った人権教育の推進 ―みんなで学ぶ人権教育―
  - ③連携の促進 ―みんなで進める人権教育・啓発―

### ◎ 計画の体系図

## 第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

### 1 同和問題

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の方向性
  - ①部落差別の解消に向けて ②教育の充実 ③経済生活の安定 ④社会福祉の増進
  - ⑤エセ同和行為の排除 ⑥相談・支援・救済体制の充実 ⑦実態調査

### 2 女性の人権問題

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の方向性
  - ①男女共同参画社会実現に向けた意識づくり ②だれもが暮らしやすい環境づくり

### 3 子どもの人権問題

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の方向性
  - ①子育て支援の推進 ②子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

### 4 高齢者の人権問題

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の方向性
  - ①福祉教育の推進 ②社会教育の充実 ③保健・医療・福祉サービスの整備
  - ④高齢者にやさしいまちづくり ⑤地域包括ケアシステムの構築の推進

### 5 障がい者の人権問題

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の方向性
  - ①障がい者の人権の正しい理解と認識の促進 ②障がい者の主体性と権利の擁護
  - ③障がい者の社会参加の促進

### 6 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

(2) 施策の方向性

- ①多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの元気の創出
- ②外国籍を有する市民も暮らしやすいまちづくり

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題

(1) 現状と課題

(2) 施策の方向性

8 様々な人権問題

(1) プライバシーをめぐる人権問題

(2) 犯罪被害者やその家族の人権問題

(3) インターネットによる人権侵害

(4) 性的少数者の人権問題

(5) その他の人権問題

- ・自死遺族 ・アイヌの人々 ・ホームレス ・北朝鮮当局に拉致された被害者等
- ・東日本大震災に起因する人権問題 ・人身取引の問題 等々

第3章 基本計画の推進

1 あらゆる場を通じて

(1) 就学前教育・学校教育

(2) 社会教育

(3) 家庭・地域

(4) 企業

(5) 特定の職業に従事する者

【市職員】【教職員等】【医療関係者】【福祉保健関係者】【マスメディア関係者】

2 効果的な推進

(1) 学習機会の拡大・充実

- ①市民の人権意識、学習ニーズの把握 ②人材の育成と活用 ③教材等の開発・整備

(2) 情報の提供と啓発

- ①情報提供の整備・工夫 ②啓発内容の充実

(3) 連携の促進

- ①国・県との連携 ②地域・民間との連携

(4) 相談・支援・救済体制の充実

第4章 推進体制等

1 推進体制

2 市民意識調査の実施

3 行動計画の策定

4 基本計画及び行動計画の確認と見直し

## 第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

### 1 策定の背景

#### (1) 国際的な潮流

20世紀、人類は二度にわたる世界大戦を経験し、不戦の誓いを国際連合の結成に託しました。国際連合は、1948年（昭和23年）の第3回総会において「世界人権宣言」を採択し、この宣言の精神を具体化するために、人権に関する諸条約や国際年を制定し、その定着化に努めてきました。

近年の状況を見ると、東西対立の解消による東欧圏の民主化など、世界は大きく変革し続けており、人権尊重の意識も高まっています。

しかし、その一方では、民族紛争や宗教対立などにより平和・人権・民主主義を脅かす様々な問題が多発し、多くの犠牲者を出しています。

1993年（平成5年）3月「ユネスコ」（国際連合教育科学文化機関）では、人権文化の創造を目指す「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」が採択され、さらに同年6月にウィーンで開催された「世界人権会議」では、「人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、人権教育のための国連10年を宣言することが検討されるべきである」とするウィーン宣言及び行動計画が採択されました。

このような国際的な潮流の中、国連は世界平和と秩序のキーワードが「人権」であることを確認し、1994年（平成6年）の第49回総会において1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、具体的なプログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」が提起されました。さらに、2004年（平成16年）に国連人権委員会において「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」が無投票で採択されました。「人権教育のための世界計画」では、終了期限を設けず5年ごとのフェーズと行動計画が策定され、第1フェーズ2005年（平成17年）～2009年（平成21年）では、初等教育及び中等教育における人権教育、第2フェーズ2010年（平成22年）～2014年（平成26年）では、高等教育における人権教育、公務員・法執行者・軍隊への人権教育、第3フェーズ2015年（平成27年）～2019年（平成31年）では、メディア・ジャーナリストへの人権教育、第1、第2フェーズの重要な行動計画の取組の強化などの行動計画が示されました。

また、2006年（平成18年）3月には、国連において人権の重要性に鑑み、従来経済社会理事会の下部機関であった人権委員会が、総会の補助機関の1つとしての人権理事会へと強化され、人権侵害に関する取組や勧告を行うとともに、人権の緊急事態に対処し、人権侵害の防止、人権順守を監視、加盟国の人権に関する義務が果たせるように支援を行うこととされました。さらに、同年12月には、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が、2011年（平成23年）3月には、「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会にて採択されました。

#### (2) 国の取組

日本国憲法では「基本的人権の尊重」が憲法の3大基本原則の一つとされていますが、我が国固有の人権問題である同和問題については、現憲法施行後も根強い差別の実態が残っています。

1965年（昭和40年）の「同和对策審議会答申」を受けて、「この問題の解決は国の責務であり、国民的な課題である」との認識の下、様々な取組が行われ、差別の結果としての実態的差別、す

なわち、生活環境などの面で存在していた格差は大きく改善されました。

しかしながら、同和教育の取組にもかかわらず、心理的差別は依然として根強く存在しています。

同和教育は同和教育問題を解決するために我が国で独自に生み出された人権教育であり、その成果と手法が女性、子ども、高齢者、障がい者をめぐる問題など、あらゆる人権問題の解決に向けた取組につながってきました。

国は、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1995年（平成7年）12月に閣議決定により内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997年（平成9年）に国内行動計画を策定しました。

また、1996年（平成8年）には「人権擁護施策推進法」を制定し、人権教育及び啓発並びに人権侵害の被害者救済に関する施策の推進に関する基本的事項についての調査、審議を進め、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育及び人権啓発についての理念と国、地方自治体及び個人の責務等を明記するとともに、この法律第7条に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」を2002年（平成14年）3月に策定しました。さらに、その他にも、2000年（平成12年）に「児童の虐待防止等に関する法律」を制定し、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、2005年（平成17年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「犯罪被害者等基本法」、2008年（平成20年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2013年（平成25年）に「生活困窮者自立支援法」、「いじめ防止対策推進法」、「障害者差別解消法」、2016年（平成28年）に「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」等の法整備を行いました。

※参考資料「国内の取組み年表」参照

### （3） 大分県の取組

大分県では、1997年（平成9年）10月に「人権教育のための国連10年大分県推進本部」を設置し、1998年（平成10年）3月には「人権文化」を築くことを目標として人権教育のための国連10年「大分県行動計画」を策定し、様々な取組を実施してきました。

さらに、この「人権教育のための国連10年」の基本的考え方の趣旨を踏まえて、2005年（平成17年）1月に「大分県人権施策推進本部」を設置し、人権施策を総合的に推進するための指針として「大分県人権施策基本計画」を策定しました。

また、この基本計画に基づき、2008年（平成20年）12月に「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を策定し、2010年（平成22年）には条例に基づき「大分県人権尊重施策基本方針」及び「大分県人権尊重施策基本方針 実施計画」を策定しました。

その後、2013年（平成25年）7月に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、さらに新たな人権問題に対処するために、2015（平成27年）4月に基本方針を改定（「大分県人権尊重施策基本方針（改定版）」）し、2016年（平成28年）4月に「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

### （4） 本市の取組

本市では、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」において、「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」を実現するため、6つの「基本的な政策」の一つとして「健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり（市民福祉の向上）」を掲げ、市民一人ひとりが人権を

尊重し、互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って、健やかでいきいきと安心して暮らしていける地域社会をつくることに努めています。

これまで、本市では1993年（平成5年）6月、「部落差別撤廃」に関する決議を行い、1996年（平成8年）3月には、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を制定し、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃のための市・市民の責務を定め、就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるなど、平和な明るい地域社会の実現に向け取り組んできました。

1998年（平成10年）10月には「人権教育のための国連10年」に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、「大分市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999年（平成11年）に人権教育・啓発に関して幅広く市民の意見を聞くために「大分市人権教育推進懇話会」を設け、同年11月には、「人権教育のための国連10年大分市行動計画」を策定しました。

この行動計画では「人権という普遍的文化の創造」を目指すことを基本に、「思いやりとやさしさのある地域社会の実現」を目標として、市民が主体的に取り組めるよう、人権に関する学習機会の提供、教材の開発、指導者の養成、情報の提供、また、学校教育、社会教育、企業等一般社会における人権教育、さらに人権にかかわりの深い特定の職業従事者の研修など、あらゆる場を通じた人権教育を推進してきました。

また、同和問題をはじめとするあらゆる人権にかかわる問題について、それぞれの固有の問題点とともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からも教育・啓発に取り組んできました。

この行動計画は、2004年（平成16年）12月31日をもって終了しましたが、この間、市民の人権問題に対する理解と認識の点で、一定の成果を挙げることができました。

しかしながら、多くの人権問題が依然として未解決のまま存在し、また、国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権に関する課題も生じてきています。

このようなことから、2004年（平成16年）12月に、人権意識の高揚のための人権教育・啓発について、これまでの行動計画に基づく人権教育・啓発で積み上げられた成果・評価を踏まえ、思いやりとやさしさから一步踏み込んだ行動力の涵養を図りながら総合的かつ効果的に推進するための指針となる「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

この基本計画の策定に合わせ「大分市人権教育のための国連10年推進本部」を「大分市人権教育・啓発推進本部」に、「大分市人権教育推進懇話会」を「大分市人権教育・啓発推進懇話会」に改め体制の整備を図りました。また、市民の人権・同和問題に関する意識の現状を把握・分析し、人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とすることを目的に、2010年（平成22年）に1回目となる「人権に関する市民意識調査」を実施しました。この調査においては、人権教育・啓発の取組について、一定程度の成果が見られるものの、同和問題については、結婚などに際して忌避意識があるなど、本市においても、同和地区出身者に対する差別がまだまだ存在し、積極的・継続的な取組が必要であることが明らかになったことから、この調査結果と2015年（平成27年）に実施した2回目の調査結果の比較や分析を行い、今後の人権教育・啓発に関する施策を進めることとしています。

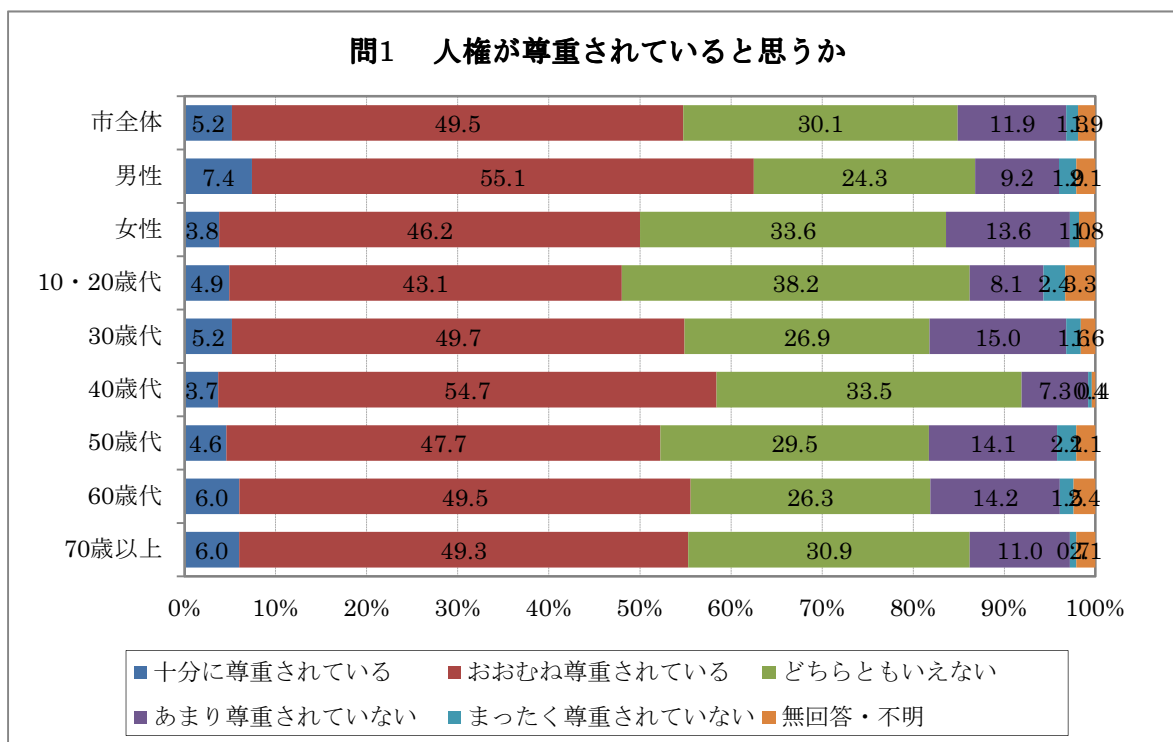
また、本市における人権教育・啓発の活動拠点として、地域住民の生活文化の改善及び向上を図り、市民福祉の増進に資することを目的として「旭町文化センター」を1986年（昭和61年）4月に開設しました。さらに2013年（平成25年）7月には、基本的人権尊重の精神に基づき、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権啓発の推進及び人権に関する市民の

交流を図ることにより、市民一人ひとりが互いに尊重し合い共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現に寄与することを目的とする人権啓発センター（ヒューレおおいた）を開設するなどハード面の整備も行いました。

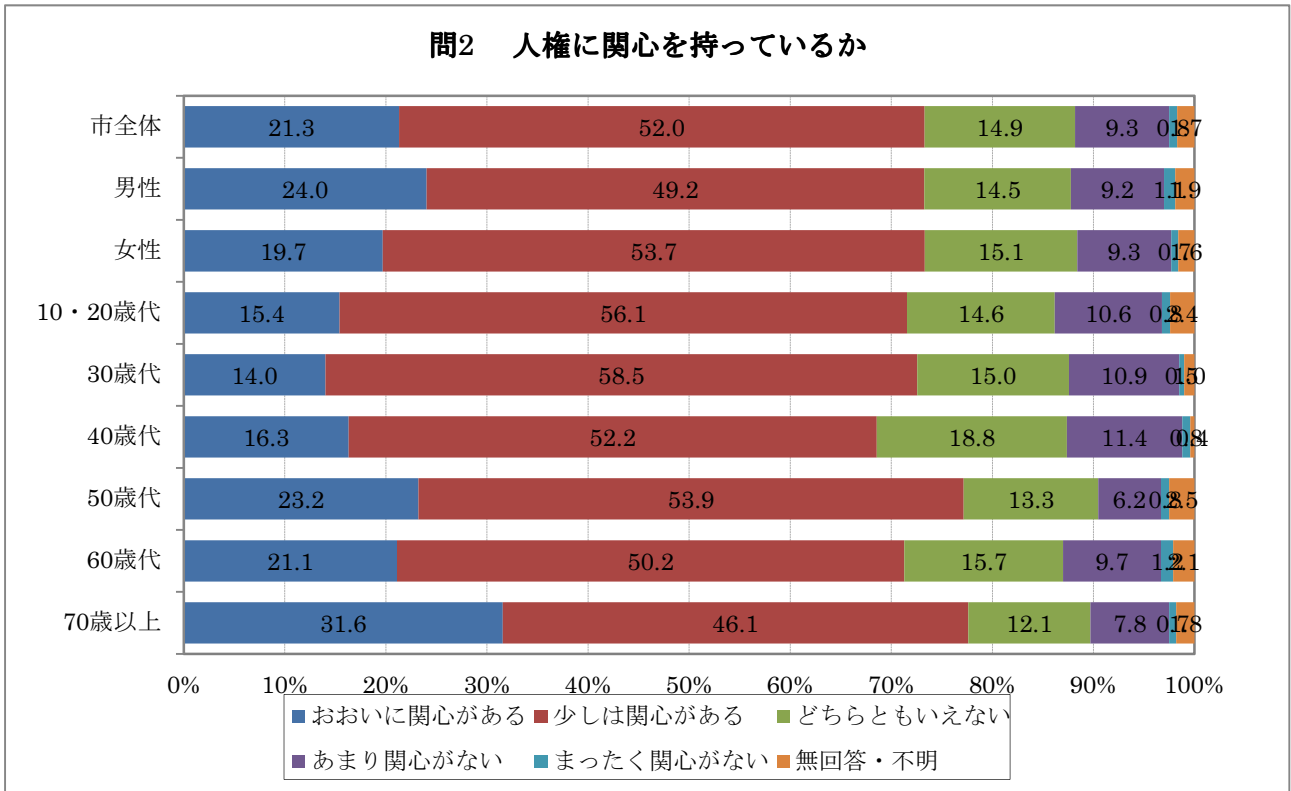
同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する人権教育・啓発の必要性・重要性が高まる中で、2004年（平成16年）に策定した「大分市人権教育・啓発基本計画」は、策定から10年以上が経過し、社会情勢の変化とともに、人権問題が、複雑・多様化していることから、計画の見直しを行い改定後の本計画に基づき、本市の人権教育・啓発の推進を図ることとします。

### 市民意識の状況「平成27年（2015年）度 人権に関する市民意識調査」（抜粋）

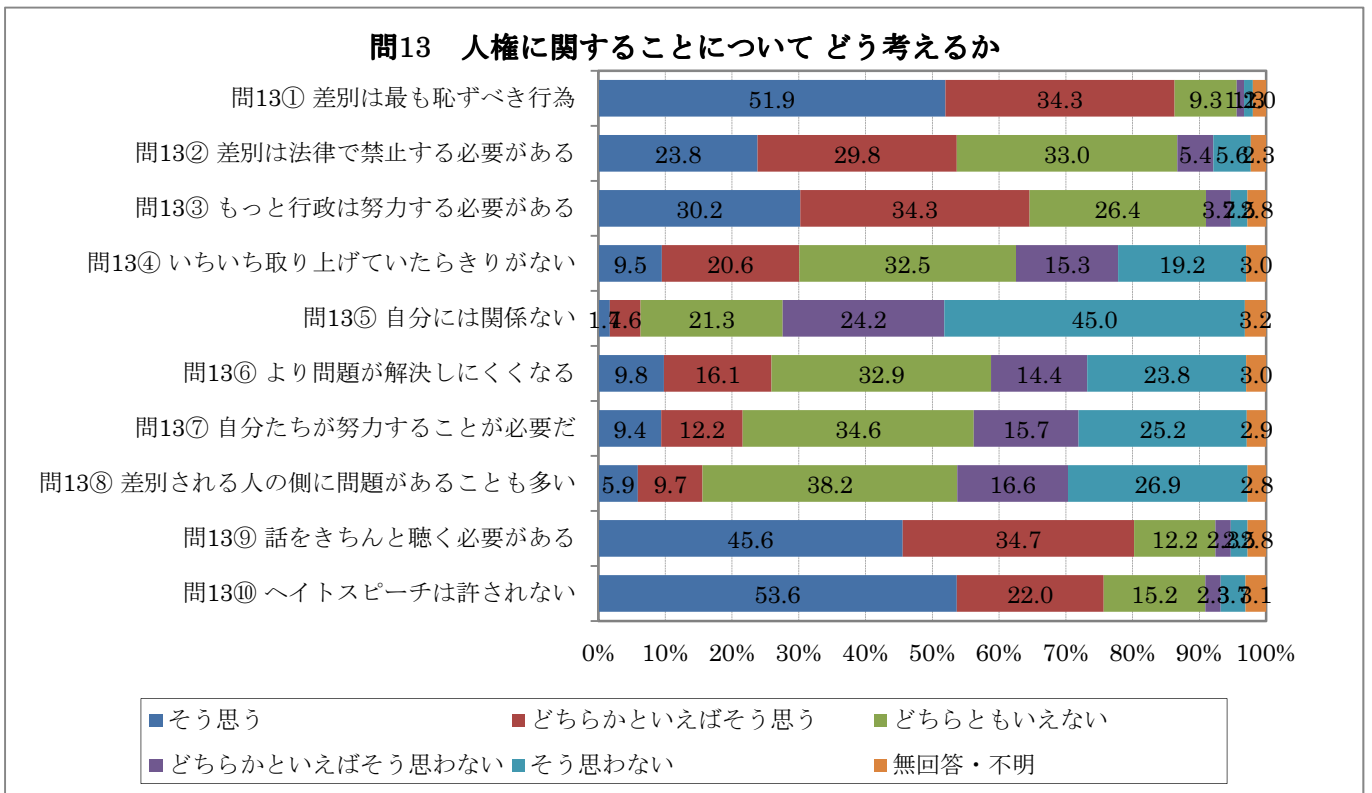
図-1 人権に対する意識



図－2 人権への関心



図－3 人権に関する考え





## 2 基本的考え方

### (1) 趣旨

この基本計画は、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的考え方、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取組などを明らかにし、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく指針となるものです。

また、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務が規定されたことにともない、これまでの「人権教育のための国連10年大分市行動計画」を基調とし、さらに内容を充実させ新たに策定したものです。

この計画に基づき、市民と行政が一体となって、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

### (2) 基本目標

すべての人々の人権が尊重される社会の実現は、「人権という普遍的文化の創造」を目指すという人類共通の願いであります。

本計画では「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」を基本目標とします。

### (3) 基本姿勢

次の3つの基本姿勢をもって目標実現への取組を進めます。

#### ① 共生の心を育む ―共に生きる喜びの実現―

「世界人権宣言」の第2条には、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地、その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく……」とあります。

この条文からも、人権侵害は、その人の属性、文化、考え方、所属などが原因で発生することがわかります。現在、世界各地において民族、人種、宗教などの違いによる多くの対立が繰り返され、テロ、紛争、飢餓、難民、極度の貧困、環境破壊などが激増し、人権を取り巻く状況は危機に瀕しています。生命、自由、平等、平和などの基本的人権を侵されているという世界の現実を直視しなければなりません。一方、身近なところを見ても、異質なものに同質化を求めたり、それに従わないものを排除したり、同質なものの中に異質なものを生み出したりする意識が根強く存在しており、多くの人権問題を未解決にしている要因にもなっています。また、近年、交通・通信及び情報手段の発達により、人的交流をはじめ経済・技術・芸術・文化・スポーツなど幅広い分野のグローバル化や少子・高齢化、様々な事物に対する価値観の複雑・多様化なども進んできています。

これら諸課題の解決のためには、人権を基盤にした世界の恒久平和を実現する取組が必要です。そのため、異文化・異民族に対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。

また、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別し合うことなく互いの人権を尊重するという意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心、共に愛し合い・許し合い・生かし合う愛の心を醸成することが何よりも重要です。

地球上のすべての人々が、共生できる社会の実現に向けた一層の取組を進めます。

## ② 生涯学習の視点に立った人権教育の推進 —みんなで学ぶ人権教育—

少子高齢化、ITなど科学技術の進歩による高度情報化、経済のグローバル化など著しく社会状況が変化している中、人々は心の豊かさを求め、より充実した人生を送りたいと願っており、「いつでも、どこでも、だれでも自由に学習でき、その成果が適切に評価される社会」いわゆる生涯学習社会の実現が求められています。

こうした社会づくりを考えると、人権尊重が日常生活の中でごく当たり前となっているような社会を構築することが不可欠であり、市民一人ひとりが、人権に関する様々な問題に気づき、あらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的に参加し、常に考える習慣を身に付けることが大切です。

そのために、学校教育においては、あらゆる教育活動に人権教育を位置付け、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら、子どもの立場に立った人権教育を推進する中で、人権問題を自らの問題としてとらえ、主体的に解決方法を考え、共により良く生きる子どもの育成を目指します。

また、社会教育においては、学校、家庭、地域との連携やNPO等の諸団体及び関係機関と連携を図りながら、人権に関する課題に対応した魅力ある学習プログラムの開発や学習情報の提供、学習相談体制の整備・充実に努めるとともに、公民館をはじめとする社会教育施設における教室・講座や自主サークル等の市民の生涯学習の場を通して人権に関する学習機会を積極的に提供することにより、自発的に人権問題について考え課題解決に取り組む意欲と実践力のある市民の育成に努めます。

## ③ 連携の促進 —みんなで進める人権教育・啓発—

あらゆる差別の解消と人権意識の高揚を図り人権尊重の社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場、行政などが、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら効果的な人権・同和教育及び人権啓発を推進することが大切です。

そのために、社会を構成する人間の基礎的な集まりである家庭においては、家庭生活の中での大人の意識や態度が子どもの成長・発達に大きく影響することを理解し、良好な親子関係を築く中で互いの人権を尊重する意識を培うことが大切です。

学校は、友達との人間関係を通じて社会性が培われる場であり、この時期における実践的な人権教育を積極的に進めることが重要です。

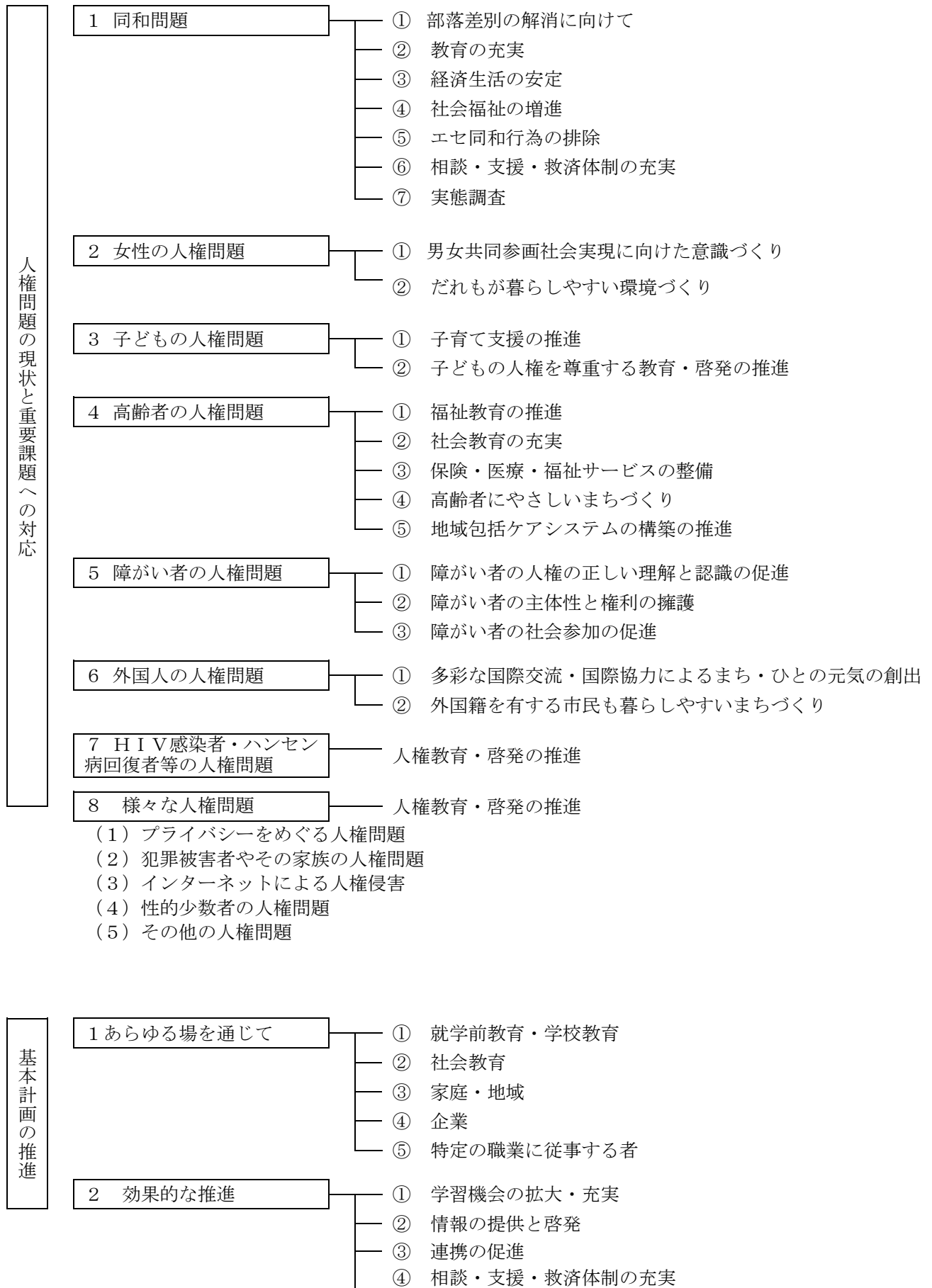
地域は、広く子どもから大人までがふれあう場であり、様々な地域活動を通して一人ひとりの人権が尊重される意識を醸成することが大切です。

企業においては、日本国憲法で保障された職業選択の自由の確保のために、差別のない公正な採用選考や人権尊重の精神に基づいた相互に信頼しあえる人間関係の形成が求められており、これらの観点に立った人権学習が必要です。

行政においては、人権問題は生活の全般にわたっていることから、あらゆる施策が人権尊重の視点に立って展開されることが求められます。

このため職員が人権問題を正しく理解・認識することが重要であり、一般行政職員をはじめ教職員・保育職員・福祉関係職員・医療関係職員・消防職員など、すべての職員が人権尊重を基盤として業務を遂行するよう研修の充実に努めます。

◎計画の体系図



同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、H I V感染者・ハンセン病回復者等及び様々な人権問題の現状と課題並びに今後の施策の方向性を以下に示します。

## 1 同和問題

### (1) 現状と課題

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申では、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である」と位置付け、その早急な解決を図ることは「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識が示されました。

これを受け、同和対策事業特別措置法やその後に制定された法律により同和行政が積極的に推進されました。

本市においても、同和問題は、基本的人権にかかわる重大な社会問題であり、その解決は市政の重要課題であるとして、これまで環境整備や啓発事業など各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は相当の成果をみており、同和地区と周辺地域との格差はほとんどみられなくなりました。

しかしながら、高等学校や大学への進学率の格差にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題などがみられます。

そうした中、「人権に関する市民意識調査」の結果では、「あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区出身者だとわかった場合」の態度についての質問に対して、2015年(平成27年)度調査において「まったく問題にしない」が34.1%、「結局は問題にしないだろう」が44.1%で、全体の78.2%の市民が「問題にしない」という姿勢を示しており、2010年(平成22年)度調査の73.2%に比べて5ポイント「問題にしない」人の割合が増加しています。しかしなお「考え直すように言う」と「結局は考え直すように言うだろう」の合計は19.4%と1回目調査の20.0%とほとんど変わっておらず、同和地区出身者との結婚を忌避する態度に大きな変化はみられない結果となっています。

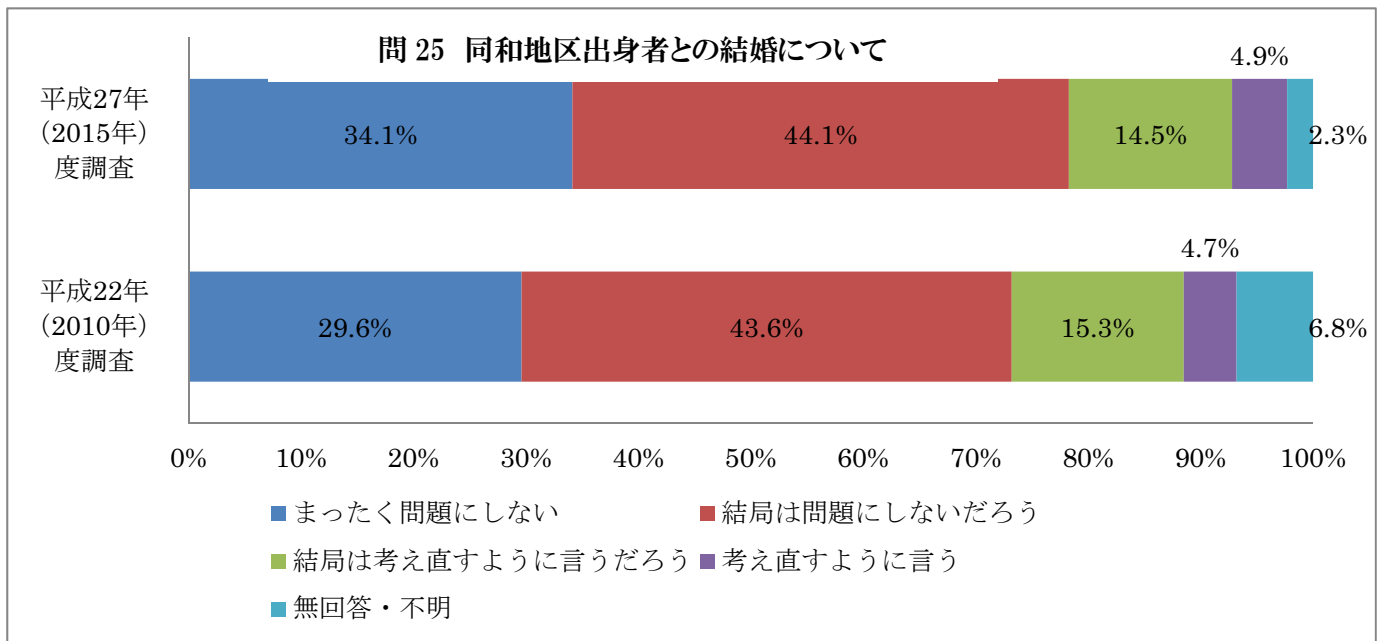
これまで、教育・啓発により差別意識の解消については一定の成果がみられるものの、結婚問題を中心に差別意識が根強く残るとともに、差別落書きや差別発言などの差別事象も発生しており、

同和対策事業特別措置法等の時限法が終結以降「同和問題は解消された」「同和問題は存在しない」「そっとしておけば、同和問題に対する差別はなくなっていく」等の誤った認識が存在するなど、市民の同和問題についての理解と認識は必ずしも十分とは言えない状況にあります。

さらに、情報化の進展にともない、インターネット上の差別的な書込み等が拡散している状況もあります。

2016年(平成28年)12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」であるとして、「基本理念」「国及び地方公共団体の責務」「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」について定められており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

図－４ 同和地区出身者との結婚に対する態度



## (2) 施策の方向性

地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最後の特別法として立案された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が2002年(平成14年)3月末をもって失効しました。

しかし、一般対策への移行が同和問題の解決を意味するものではなく、「部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならない」とした同和对策審議会答申の基本精神や「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」とした地域改善対策協議会の意見具申の趣旨を踏まえ、本市としては、2016年(平成28年)年12月に施行された「部落差別解消推進法」及び1996年(平成8年)3月に制定した「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を基調としながら、大分市同和对策協議会の意見を尊重し、引き続き課題として残されている人権を擁護するための就労対策や産業の振興、人権教育・啓発、相談体制の充実等に関する必要な諸施策を次のように推進します。

### ① 部落差別の解消に向けて

同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、広く市民に対し、同和問題に関する教育及び啓発を積極的・継続的に推進し、人権意識の普及、高揚を図るとともに、指導者の育成を図り、関係機関との緊密な連携の下に人権相談等を実施するなど、部落差別の解消に努めます。

また、教育・啓発事業については、同和問題における「寝た子を起こすな論」の誤りを、今後の教育・啓発活動の推進にあたっての重要な課題として捉える中、広く市民の共感が得られるように内容・手法に創意工夫を凝らすなど、より効果的・積極的に取り組みます。

### ② 教育の充実

部落差別をなくすため、就学、進学への援助、各種講座、講演会等を開催するとともに、これまで培ってきた同和教育の成果を踏まえ、部落差別の現状を的確にとらえながら、人権尊重の理念を正しく理解し、人権・同和問題に関する差別意識の解消を目指し行動できるよう、総合的な教育の推進を図ります。

学校教育では、「基礎学力の向上」と「心の教育の充実」を柱に、全教育活動を通じて、発達の段階に応じた指導の充実を図り、差別や不合理を見抜く科学的、合理的な思考力・判断力を養うとともに、差別を許さず解決しようとする実践的な態度を育みます。

また、社会教育では、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供するとともに人々の相互理解と地域社会への参加促進のため、公民館や集会所等の社会教育施設における各種交流事業の充実に努めます。

### ③ 経済生活の安定

生活相談業務、就労の促進、産業の振興、関係者の自立・向上の精神の涵養などを進めて地域住民の生活の安定を図ります。

### ④ 社会福祉の増進

福祉行政における諸制度の適正な活用及び指導に努め、福祉の向上増進を図ります。

### ⑤ エセ同和行為の排除

エセ同和行為は同和問題を口実とする不当な要求や行為であり、差別解消に向けて、真摯に取り組んできた多くの関係者の努力の成果を損ねるだけでなく、同和問題の解決を著しく妨害する悪質な行為として、関係行政機関、企業・団体等と密接に連携して啓発・排除に努めます。

### ⑥ 相談・支援・救済体制の充実

部落差別を解消するため、国、県、民間団体等との緊密な連携を図りながら、相談・支援・救済体制の充実に積極的に努めます。

### ⑦ 実態調査

部落差別の解消に関する施策の推進を図るため、「部落差別解消推進法」及び「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」に係る実態調査等について、その実施を行います。

## 2 女性の人権問題

### (1) 現状と課題

日本国憲法には男女平等の理念がうたわれています。世界的には1975年（昭和50年）の国際婦人年に女性の人権の重要性が取り上げられるようになり、国においては「女子差別撤廃条約」批准後、「男女雇用機会均等法」や男女を問わず育児・介護休業を取得できる「育児・介護休業法」等の制定をすることで個別の課題に対応するとともに、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画や女性の地位向上へ向けての取組を進め、さらに、2015年（平成27年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分発揮して活躍できるよう社会全体での取組を進めています。

本市では、男女共同参画社会の実現を図るため、1999年（平成11年）3月大分市女性行動計画「おおいた男女共同参画推進プラン」を策定し、その後、社会経済情勢の変化などに対応するため、2009年（平成21年）、2017年（平成29年）の改定を経て、現在では、「第3次おおいた男女共同参画推進プラン」により、男女差別の解消に向けた取組を進めています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだ女性に対する差別や女性はいこうあるべき・男性はこうあるべきといった伝統的・固定的な性別役割分担意識が存在し、女性の主体的な生き方を阻んでいる状況があります。

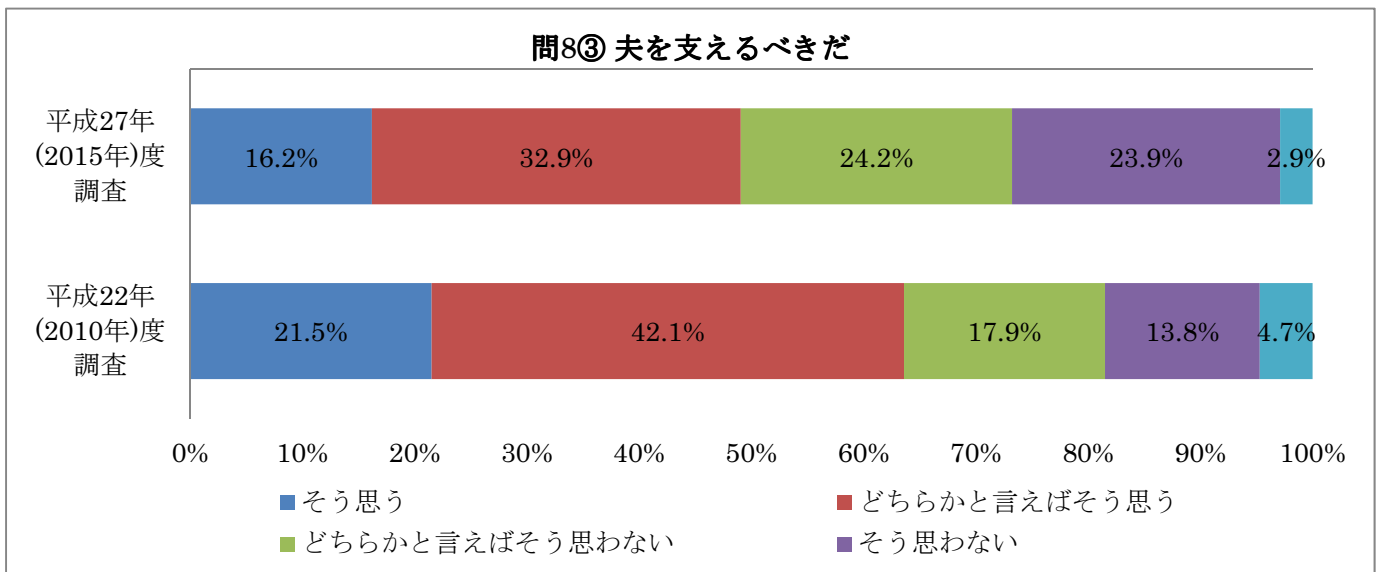
2015年（平成27年）に本市で行った「人権に関する市民意識調査」において、「妻は、夫が全力で仕事ができるよう支えるべきだ」という設問に、49.1%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」、57.9%が「子育ての間は、母親は育児に専念した方がよい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答するなど依然として役割分担意識が根強いことがうかがえます。

一方、2013年（平成25年）の、本市の合計特殊出生率は1.59と、依然として人口を維持できる水準とされる2.07には及ばない状況となっています。少子・高齢化の進行、家族形態が変化する中、男女を問わず多様な働き方を可能とする労働環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。

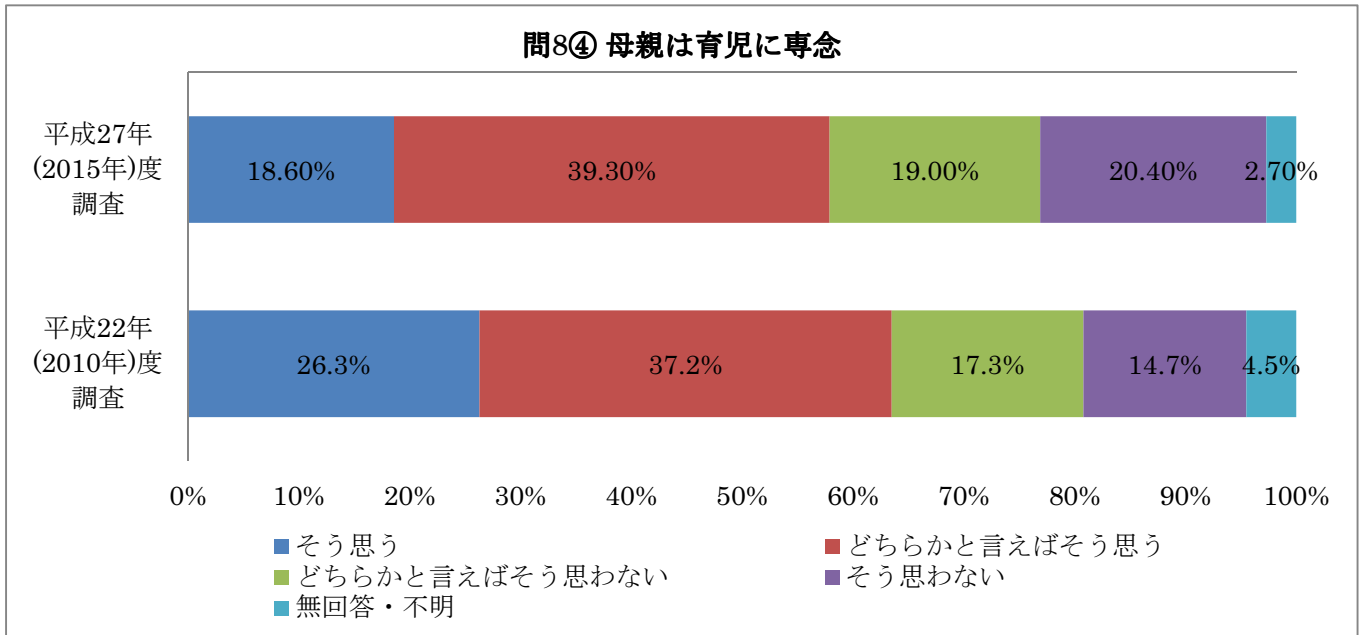
顕在化している問題として、女性に対する重大な人権侵害である「セクシュアル・ハラスメント」や「売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）」、「配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）」問題は、男女の社会的地位や経済力の格差に加え、女性軽視の風潮が背景にあり、社会全体での対応が必要です。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等の改正も行われる中、相談業務の充実や被害者支援に向けた取組など、人権尊重の視点に立ちこれらの問題を解決していく必要があります。

図－5 夫婦間の女性の役割



図ー6 子育てに関する母親（女性）への意識



## (2) 施策の方向性

市民一人ひとりが自分の中にある「社会的・文化的に形成された性差」の存在に気付き、行動し、女性の人権が守られる社会づくりを目指して次のような取組を推進します。

### ① 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

- (ア) 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発に取り組みます。
- (イ) 男女共同参画の視点にたち、だれもが多様な選択ができるよう、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面で男女平等意識の醸成に向けた教育・学習機会の充実に努めます。

### ② だれもが暮らしやすい環境づくり

- (ア) 少子・高齢化が急速に進み、家族形態が変化する中、男女を問わず、仕事と家庭生活の両立ができるよう、啓発や支援を行います。
- (イ) 働く場や地域社会における男女共同参画を推進します。
- (ウ) 様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- (エ) 男性の家庭生活や地域活動への積極的な参画を推進します。
- (オ) 女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの認識の下、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けた取組を推進します。

## 3 子どもの人権問題

### (1) 現状と課題

我が国における少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化している中、核家族化や地域における連帯感の希薄化が進み、子育てが家庭が孤立しがちになるなど、社会の様々な面において子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

少子化の進行は、子どもたちにとって、兄弟姉妹・友だち同士のふれあいの減少による対人関係の経験不足、自主性や社会性が育ちにくいという影響が懸念されています。



また、インターネット等の普及により情報化社会が進展する中、子どもたちのインターネット利用が多くなっており、規範意識の乱れや問題行動の多様化・低年齢化が進行しています。

子どもの人権については、日本国憲法、教育基本法、児童福祉法などの法令及び児童の権利に関する条約等の趣旨に沿って、一人ひとりが尊重され、保護されなければなりません。

そのためには、子どもたち一人ひとりが心身ともに健やかに生まれ、一人ひとりの思いや意見が尊重され、権利が保障される社会環境の整備に努めるとともに、豊かな心と生きる力を身に付け、鋭い人権感覚を備えた社会人の育成に取り組むことが必要です。

国は、1989年（平成元年）に国際連合の総会において「児童の権利に関する条約」が採択されたのを受け1994年（平成6年）にこれを批准し人権尊重のための総合的な取組を始めました。1999年（平成11年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律」の制定、また、2004年（平成16年）「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が定められ、児童虐待の予防、早期発見、その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務をより明確化するとともに子どもの人権擁護に向けた積極的な取組が求められています。

本市でも2004年（平成16年）に「児童虐待問題等特別対策チーム」を発足させ、各関係課がより一層連携を深めるとともに情報の一元化を図りつつ重層的にかかわる体制の構築を図り、対外的にも司法、医療、教育、警察にかかわる機関や児童の福祉に職務上関係のある人たちの協力を得て、「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。また、「子ども虐待対応の手引き」を作成、学校関係者、教育・保育施設関係者、民生委員・児童委員等に配布するなど、関係機関の連携による児童虐待の防止に取り組んでいます。

しかしながら、近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、いじめや不登校、子どもの生命が奪われる等の重大な児童虐待事件などが大きな社会問題となっています。

これらは、現代社会が抱える課題（大人の側の自覚・意識・倫理観の反映）であり、他人に対する思いやりやいたわりの欠如、相手の立場に立つといった人権感覚の欠如や弱さ、子育てに対する不安が要因として考えられます。加えて、コミュニティが希薄化する中、子育ての悩みを抱え込む親をどう支えるかということも大きな課題です。



また、社会教育では、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館などにおける各種学級・講座等の学習内容の充実に努めます。特に、親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努めます。

さらに、地域における子どもの体験活動等の取組を通して、子どもたち自身の中に人権確立の主体者としての力を身に付けるとともに、学校・家庭・地域が三位一体となって相互に連携を図り、「地域で子育て」を基調にした地域コミュニティの醸成を図るなど、子どもの人権に対する意識の普及高揚に努めます。

## 4 高齢者の人権問題

### (1) 現状と課題

我が国の総人口は、2015年（平成27年）10月1日の国勢調査では1億2,711万人となっていますが、このうち65歳以上の高齢者人口は3,342万2千人であり、総人口に占める割合（高齢化率）は26.7%となっています。

この高齢化は、今後、急速に進展し、2035年には高齢化率が33.4%、2060年には39.9%に達し、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者という本格的な高齢社会の到来が見込まれています。

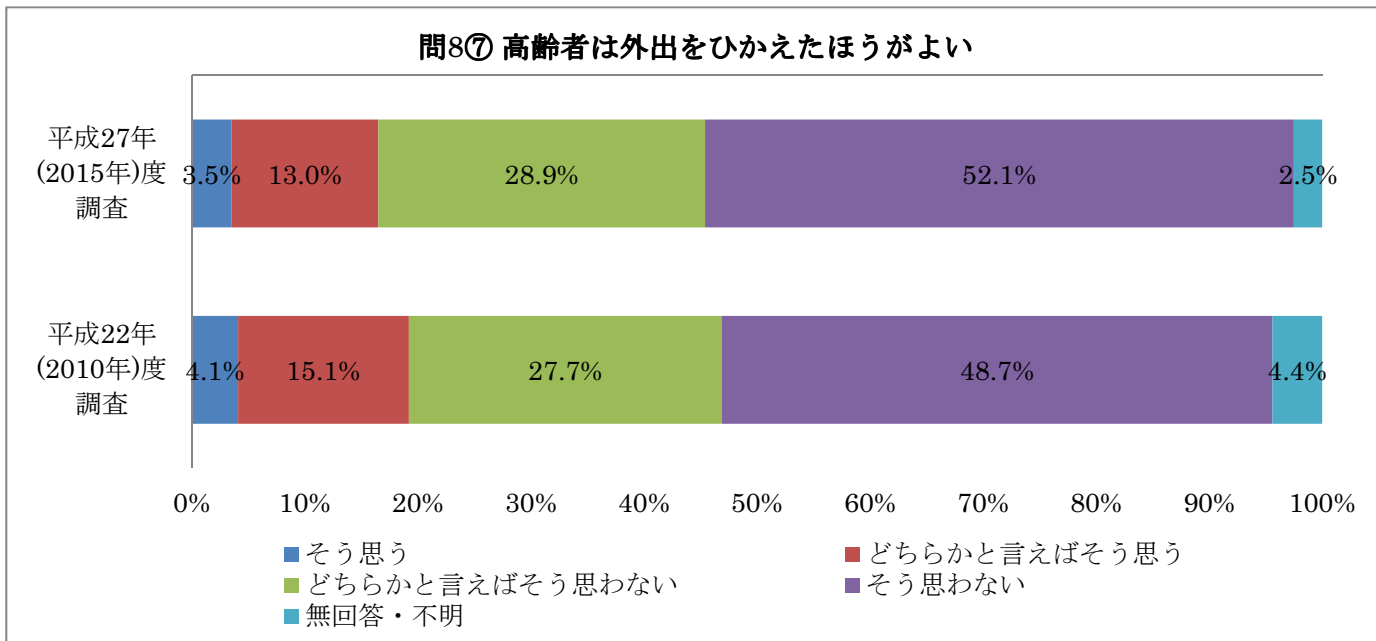
このような中、高齢化の進展とともに深刻な問題となってくるのが、認知症です。2015年（平成27年）1月に国により発表された新しい推計によると、2025年には認知症の人は700万人前後となり、65歳以上の高齢者に対する割合は、約5人に1人に上昇する見込みとなっています。

これからの社会は、認知症を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人がよりよく生きていくことができるよう環境を整備することが必要です。

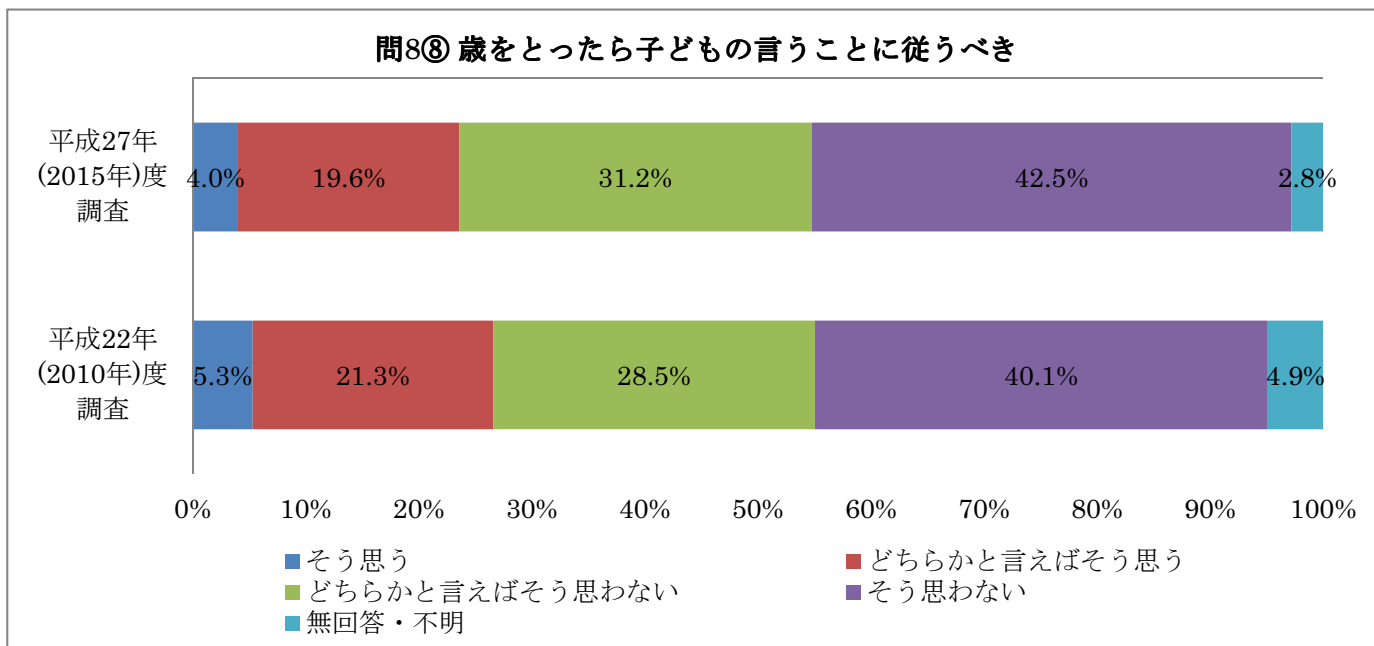
また、近年、「悪徳商法」や「特殊詐欺（振り込め詐欺）」など、高齢者を対象とした犯罪が多発しています。さらに、高齢化、核家族化などに伴い、介護疲れや老々介護などによる「身体的暴力による虐待」、「性的暴力による虐待」、「心理的障がいを与える虐待」、「経済的虐待」、「介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待」など、高齢者の人権に関する深刻な問題も報告されています。

こうした中、本市においても、2015年（平成27年）4月に「大分市高齢者福祉計画」及び「第6期大分市介護保険事業計画」を策定し、高齢者が健やかに生活できるための生きがづくり、高齢者の自立した生活を継続するための健康づくり・介護予防支援、高齢者がいつまでも安心して暮らせるための福祉の充実、尊厳ある暮らしの支援体制の充実、住み慣れた地域で暮らせる地域包括ケアシステムの推進などの取組を進めています。

図－8 高齢者に関する意識



図－9 高齢者に関する意識



## (2) 施策の方向性

高齢者が心身の健康を維持し、明るく安心して生きがいを持って豊かな生活を送るためには、高齢者同士はもとより若者と高齢者との間においても、技術や経験などそれぞれが持つ特性を生かして、互いに助け合い、思いやる「互助の精神」を持つことが大切です。高齢者の人権が尊重される社会の実現を目指して、次のような施策を推進します。

### ① 福祉教育の推進

健康で生きがいを持ち、明るく活力ある高齢社会をつくるためには、各世代、各層の調和のとれた協力と努力が必要です。

そのために、子どもの頃から福祉への理解と関心を高める取組を進めるとともに、高齢者とのふれ

あいなど、世代間交流や体験活動などを通じて福祉教育を推進します。

## ② 社会教育の充実

高齢者の持つ優れた経験を生かすことのできる活動の場を設定し、高齢者が生きがいを持ち積極的に社会参加をするなど、主体性を持った生活を送れるよう支援することが重要です。

高齢者の社会参加を図り生きがいづくりを促進するため、多様な学習の機会の提供などの条件整備や支援体制の確立を図ります。

## ③ 保健・医療・福祉サービスの整備

健康寿命の延伸などを目的に策定された「第2期いきいき健康大分市民21」に基づいて、高齢者の健康づくり事業の推進や地区組織の育成等を行い、保健、医療、福祉の連携のとれた総合的な施策の展開を図ります。

## ④ 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者が地域で安心して生活を送ることができるよう、レクリエーション、趣味、就労、ボランティアなどを通じて積極的に社会とかわりをもつための生きがいづくりの支援の体制整備を進めます。

## ⑤ 地域包括ケアシステムの構築の推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

## 5 障がい者の人権問題

### (1) 現状と課題

障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある人をいいますが、人々の障がいに対する無理解や偏見は根強く、自立と社会参加へ向けた取組が必要となっています。

こうした障がい者の基本的人権を尊重し、個人としての権利を保障することは、すべての障がい者施策の基本であり、1981年（昭和56年）の「国際障害者年」、その後の「国際・障害者の10年」（1983年～1992年）、「アジア太平洋障害者の10年」（1993年～2002年）を経て、1993年（平成5年）に「障害者基本法」が改正されて以降、国や県においても、各計画の策定やそれに基づく各種事業が実施されてきました。

本市においても、1998年（平成10年）3月に「大分市障害者計画」（平成9年～平成18年）、さらに2004年（平成16年）3月に「第二期大分市障害者計画」（平成15年～平成24年）を策定し、各施策を展開してきました。

こうした中、国においては、2006年（平成18年）12月に、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択されたため、2011年（平成23年）8月の「障害者基本法」の改正や、2012年（平成24年）6月の「障害者総合支援法」の制定、2013年（平成25年）6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定と、「障害者雇用促進法」を改正するなど、国内法令の整備を行ったのち、2014年（平成26年）1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

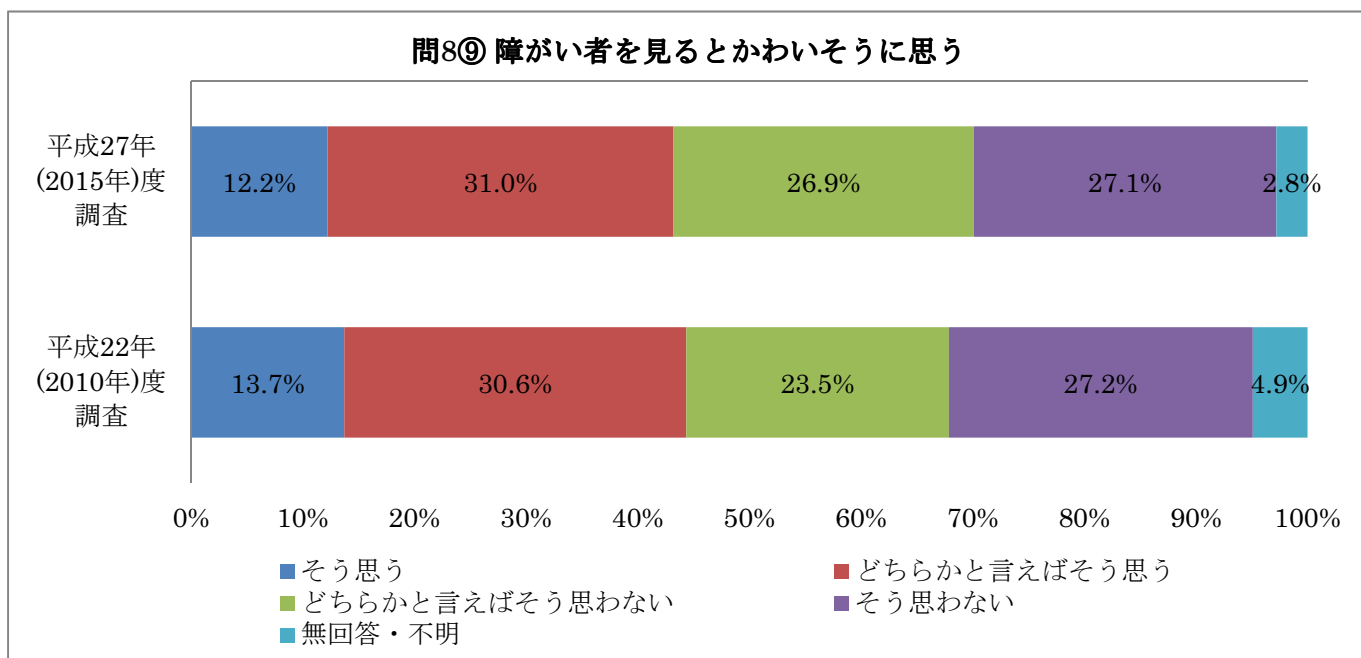
この条約の理念に基づき、他者との平等を基礎とした障がい者の権利を確保するため、「医学モデル」から「社会モデル」への障がい者問題に対する理解の転換を押し広げ、「合理的配慮」を促進す

る中、その権利の実現を阻む社会的障壁を除去するとともに、ノーマライゼーションの理念の下、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できる施策を一層推進する必要があります。

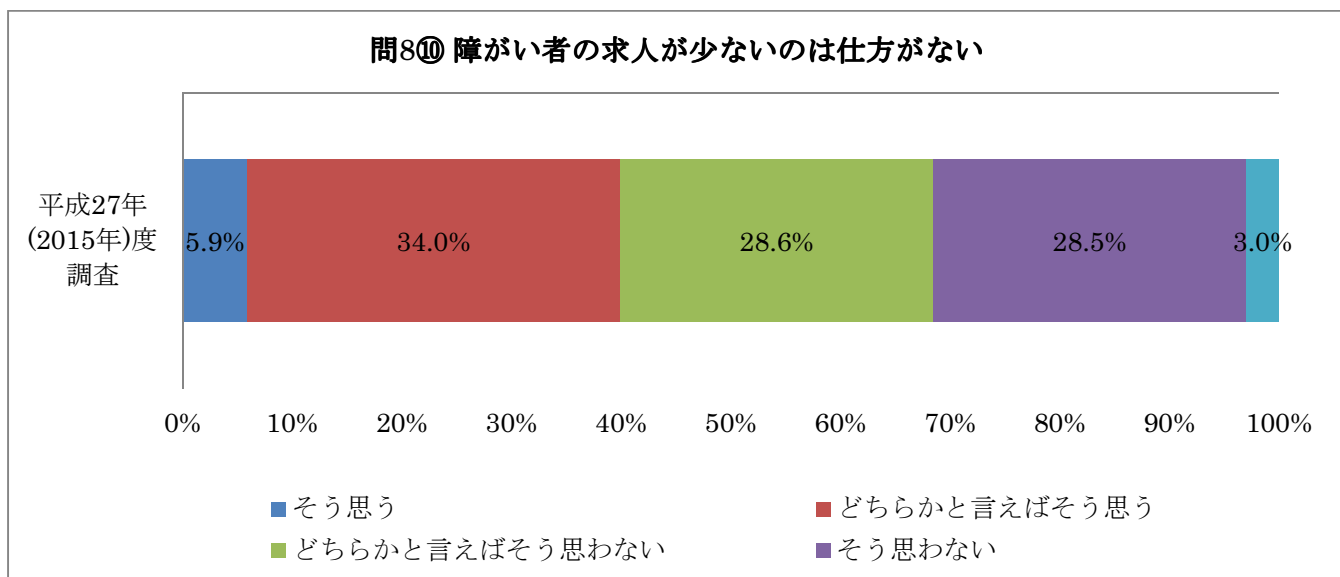
また、近年、障がい者に対する人権侵害や障がい者の財産に対する侵害行為が問題となっており、障がい者が安心して日常生活を営み、自らの権利をごくあたりまえに主張、行使し、自らの生き方を選択・決定できる社会的支援の在り方や、障がい者への権利侵害に対し適切な措置や救済が図られる仕組みを地域社会の中に確立することが必要です。さらに、障がいの重度化や障がい者の高齢化とともに、障がい福祉サービスの利用の援助や金銭管理などの権利擁護が課題となっており、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用の促進とともに、相談体制の充実を図る必要もあります。

こうしたことから、本市においては、障がい者を取り巻く社会状況・環境等の変化に的確に対応するとともに、障がい者福祉の一層の向上を図り障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、2013年（平成25年）3月に「第三期大分市障害者計画」（平成25年～平成34年）を策定しました。

図－10 障がい者に関する意識



図－11 障がい者に関する意識



## (2) 施策の方向性

「第三期大分市障害者計画」に基づき、国、県をはじめ関係機関や関係団体との連携を図りながら、障がいの有無にかかわらずすべての市民が相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指して次のような施策の推進に努めます。

### ① 「障がい者の人権」の正しい理解と認識の促進

「医学モデル」から「社会モデル」への障がい者問題理解の転換を広く啓発し、障がい者に対する偏見や差別を解消し、支え合いながら共に生きる社会を実現するため、あらゆる機会を利用した教育・啓発を推進します。

学校教育においては、子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じ、合理的配慮の観点に沿った指導を行うなど、特別支援教育の充実に努めるとともに、学校内や地域における障がい者との交流の充実、保護者に対する啓発活動の推進など、障がい者に対する理解や、福祉の問題等に関する理解を深めるための教育・啓発を推進します。

また、社会教育においては、広く市民が障がいに対しての正しい理解と認識を深めるため、社会教育機関及び団体等への福祉・人権教育及び啓発の推進を図ります。

### ② 障がい者の主体性と権利の擁護

「合理的配慮の欠如は差別である」との理解を踏まえ、日常生活における金銭管理や福祉サービスの利用の援助など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう障がい者のサービス利用者としての権利を守るために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進を図るとともに、関係機関と連携して広報・普及活動に努めます。

また、不当な差別や人権侵害の起こることのないよう、苦情処理体制の整備等相談体制の充実を図るとともに相談員や関係職員等に対する研修の充実に努め、市民に対して障がいや障がい者への理解促進と人権意識の向上・啓発に努めます。

### ③ 障がい者の社会参加の促進

ノーマライゼーションの理念である障がい者の自立と社会参加をさらに促進するため、あらゆる機会、媒体を利用しての啓発活動を推進します。

また、スポーツ、文化、芸術活動等への参加機会を促進し、支援するとともに障がい者自身の自立意識の促進を図ります。

さらに、障がい者が安心して自立した生活が営め、社会参加ができるよう各種施設等のユニバーサルデザインの促進へ向けての意識啓発を推進します。

## 6 外国人の人権問題

### (1) 現状と課題

情報技術や交通ネットワークの飛躍的な発展により、地球規模での交流が活発になる中、世界の出来事がわたしたちの日々の生活にも大きな影響を与えています。

また、最近では、訪日外国人観光客数が過去最高になるなど国内においても外国人と接する機会が多くなっており、2016年（平成28年）12月末現在、本市の外国籍を有する市民数は2,769人となり、市の人口の0.58%を占めています。

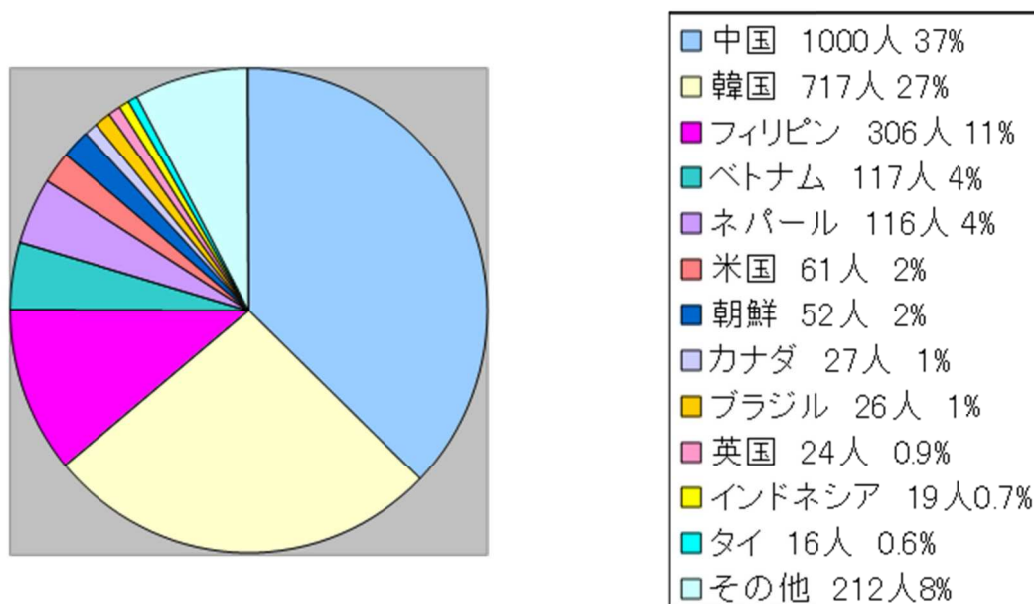
このような中、本市においても、国際感覚を持ち、広い視野にたって考え活躍できるグローバル人材の育成や、あらゆる国籍の市民がそれぞれの持てる力を最大限に発揮できる人権尊重を基調とした

多文化共生によるまちづくりなどが求められており、グローバル化に対応するため、2016年（平成28年）3月「第3次大分市国際化推進計画」を策定しました。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化しています。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。このようなことから、国においても、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が2016年（平成28年）6月に施行されました。

今後もグローバル化に対応できるまちづくりを推進するためには、外国人の人権問題について正しい認識を持ち、より相互理解を深めていくことが大切となっています。

図-12 大分市国籍別人口 外国籍を有する市民数：2,693人



2016年（平成28年）5月末現在

## （2） 施策の方向性

本市は、外国人の人権について教育・啓発に取り組み、多様な文化と外国籍を有する市民との共生や国際交流、国際協力を通じて、グローバル人材の育成を図ります。また、市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進するとともに、外国籍を有する市民も暮らしやすいまちを目指し、次のような施策を推進します。

### ① 多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの元気の創出

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受容し、正しく認識、かつ尊重するグローバル化時代にふさわしい人権意識を育成することを目指した教育・啓発を図ります。

学校教育においては、全教育活動を通じて、多彩な習慣・文化・様々な国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生社会実現に向けた教育の充実を図ります。

また、社会教育においても、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供・充実を図ります。

さらに、留学生をはじめとする外国籍を有する市民と地域住民との国際交流の促進に努め、まちの活性化を図ります。



## ② 外国籍を有する市民も暮らしやすいまちづくり

人権教育・啓発と国際理解教育の推進等により、市民の多文化共生に関する理解を深めるとともに、市民間の交流機会の拡大を図り、外国籍を有する市民もふるさとと思えるまちづくりを図ります。

## 7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題

### (1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備及び医療費助成制度や療養生活支援、患者等の人権擁護に関する法律の整備で、感染症や難病、精神疾患等の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。しかし、正しい知識や理解の不足から、いまだに社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。

特に感染症に関しては、‘感染する’という特性のゆえに、ややもすると患者・感染者の排除につながりかねない側面を有しています。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文に記されているように、感染症対策は、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、患者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することにより成されなければなりません。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。HIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではなく、正しい知識に基づいた通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療法の開発等によって早期に治療を開始する等適切な対応をとればエイズの発症を抑えそれまでと変わらない生活ができることも可能になりました。

しかしながら、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別を生み、医療現場における診療拒否や無断検診、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題が生じてきました。

HIV感染症・エイズについての知識がある程度普及した現在においても、依然として、自分には無関係な一部の人の病気という意識が根強く残っており、予防行動が適切になされないために感染者の増加を招いたり、感染者に対する差別・偏見につながったりする状況がみられます。

一方、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、たとえ発病した場合でも現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。

しかしながら、以前我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、1907年(明治40年)法律第11号「癩予防ニ関スル件」から1996年(平成8年)に「らい予防法」が廃止されるまで、患者に対して施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

その後、2001年(平成13年)の熊本地裁「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」判決によって、国によって行われてきたこれらのハンセン病に対する認識、政策の誤りが明白となりました。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を断たれ、また入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も社会復帰に向けての様々な困難な問題を抱えている状況です。

このような中、2008年（平成20年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定により、ハンセン病患者であった者の福祉の増進や名誉回復等のための措置を講じることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図ることとしました。

HIV感染者やハンセン病回復者等に対する偏見や差別の解消のためには、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、その本人や家族の人権を尊重し、一人ひとりが安心して暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められています。

## （２） 施策の方向性

エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病回復者等に対する偏見や差別意識を解消し、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや共に生きていくことの大切さを広く市民に伝えていくため、市民への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となった人権教育・啓発の推進を図ります。

特に、HIV感染症やエイズについては、他の性感染症とともに若年層での増加がみられることから、様々な活動を通じてのHIV感染症・エイズに関するパンフレットの配布やテレビ・ラジオ等の広報媒体の活用により、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、学校教育の場とも連携を深めながら、感染予防に関する具体的な知識や情報の提供にも努めるなど、互いの健康への配慮や人権の尊重など総合的な視点からの啓発を推進します。

また、ハンセン病問題については、回復者やその遺族、家族等に対する偏見と差別が一日も早く解消されるとともに、名誉の回復を図り、社会復帰を推進することが重要です。

こうしたことから、様々な機会をとらえ、ハンセン病問題についての正しい知識等の普及を行い、ハンセン病回復者やその遺族、家族等に対する偏見や差別の解消のために啓発活動を推進します。

## 8 様々な人権問題

これまで述べてきた重点的に取り組むべき分野別の人権問題の他にも、次に挙げるような人権問題が存在します。

### （１） プライバシーをめぐる人権問題

情報化社会となった現在では、企業・行政等において、顧客リストやマイナンバー等の個人情報がコンピュータやネットワーク上で、大量に収集・蓄積・利用される中、企業の顧客情報の流出、公的機関等における個人情報の漏えい、戸籍や住民票等の証明書の不正請求による取得などの事故や犯罪によりプライバシーの侵害となる重大な人権問題が発生しています。

このように、個人の権利・利益の侵害の危険性が高まったことや国際的な法制定の動向を受けて、国においては、2005年（平成17年）4月に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」を全面施行しました。さらに2015年（平成27年）9月には、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」の規定を盛り込んだ改正個人情報保護法が公布されました。

個人情報を守るため、企業や公的機関等では厳格な個人情報の管理を行うとともに、個人においても、戸籍や住民票等の証明書の不正取得を未然に防ぎ抑止力を高めることのできる「本人通知制度」への登録等、一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識し、お互いのプライバシーが尊重されるよ

う積極的な啓発を進める必要があります。

## (2) 犯罪被害者やその家族の人権問題

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体に傷害を負わされる、財産を奪われるなどの直接的な被害だけではなく、生計者を失うことによる経済的被害や捜査などによる精神的・時間的負担、さらには周りの人々からのいわれのない噂や中傷、マスメディアの報道などによる精神的苦痛などの多くの二次的被害を受けます。

その対策として、2005年（平成17年）4月には、犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が施行され、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等に対する支援が行われるようになりました。

制度面の充実を図るだけでなく、これらの人々の人権が侵害されないようプライバシーの保護など犯罪被害者等への理解を深めるための人権教育・啓発の取組が必要です。

## (3) インターネットによる人権侵害

情報化社会の進展に伴い、インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしました。さらに、近年スマートフォン等の情報端末や、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などの急速な発達・普及により、インターネットは大人のみならず子どもたちにとっても身近なものになっています。

このような中、インターネットを悪用した差別的な書き込み、他人への誹謗中傷や無責任な噂、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる行為が増え、これに対する対応のあり方が問われています。

このため、インターネットの利用については、他者や自らを害することが無いよう情報モラルの向上と大量の情報の中から正しいものを見抜き、間違った情報の拡散や発信を行わない情報リテラシーの向上のための教育・啓発を推進します。

## (4) 性的少数者の人権問題

性については、性別を男性と女性の2つとし、異性を恋愛・性愛の対象とすることが当たり前という固定観念があり、それ以外の性の在り方に対する理解は十分とはいえない現実があります。

性同一性障がいとは、自分の性をどう捉えるかという性自認について、生物学的な性と心理的な性とは一致していないため、社会生活に支障がある状態を言います。2004年（平成16年）7月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、戸籍上の性別変更が制度化され、2008年（平成20年）の改正により、さらに変更要件が緩和されています。

性的指向は、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。異性愛者以外の同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために依然として周囲の心ない好奇の目にさらされたり、根強い偏見から差別を受けたりと、大きな悩みや苦しみを抱えているのが現状です。

性についての理解を深め、性的少数者の人権を守るとともに、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会の実現を目指して人権教育・啓発を推進する必要があります。

## (5) その他の人権問題

### ・自死遺族

多くの自死（自殺）は、様々な悩みや問題を一人で抱え込むうちに、心理的に追い込まれた末の死です。自死（自殺）に対する社会の偏見や周囲の誤解等によって、自死（自殺）で家族を亡くしたことを周囲に話せず一人で苦しみ孤立してしまう人も少なくありません。

本市では、2016年（平成28年）4月に施行された「大分市民のこころといのちを守る条例」に基づき、同年12月に「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」を策定し、これらの人々が、偏見や誤解により不利益を被らないよう関係機関・団体とも積極的に連携し、自死遺族への支援及び市民に対する啓発を推進します。

### ・アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道から東北にかけて先住していた民族であり、現在においても独自の文化や伝統を有しています。国においては1997年（平成9年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、2008年（平成20年）には国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されています。しかし、アイヌの人々については、他の人々となお生活実態において格差があることが認められているほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

日本社会が先住民族と共に構成されてきたという認識や理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重し、出身や民族による差別をなくす取組が必要です。

### ・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、更正の意欲があっても、人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難なことなど、現実には厳しい状況です。

刑を終えて出所した人が社会復帰するためには、その人に対する偏見や差別意識を解消するように教育・啓発が必要であるとともに、家族、職場、地域社会などの理解や協力に加え関係機関との連携を図り、社会全体で支援していくことが大切です。

### ・ホームレス

ホームレスは、なんらかの理由で路上生活などを余儀なくされ、心身の健康に不調を来すなど、厳しい生活を送っています。さらに、偏見や差別意識などからホームレスに対する暴行事件や嫌がらせ等の被害も発生するなど人権問題となっています。

ホームレスの社会復帰に向けた自立支援の取組や差別や偏見をなくすための教育・啓発に努めていきます。

### ・北朝鮮当局に拉致された被害者等

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されました。

北朝鮮は、2002年（平成14年）9月の日朝首脳会談において、初めて拉致を認め、5名の帰国が実現しましたが、いまだ問題の全面的な解決に至っていません。

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、日本の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。2006年（平成18年）6月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、拉致問題及び人権侵害問題の解決のためには、関心と認識を深めていくことが求められています。

### ・東日本大震災に起因する人権問題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と

関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民は避難生活を余儀なくされています。

大震災以降、長期間の避難生活をおくる被災者への差別等や、放射能汚染等の風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。

市民一人ひとりが正しい知識を持ち、被災者の気持ちに寄り添い被災者や被災地域の偏見と差別をなくすことが必要です。

#### ・人身取引

人身取引（トラフィッキング）は、犯罪組織などによる性的搾取、強制労働等を目的とした重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

人身取引を根絶するためには、一人ひとりが関心と理解を深めていくことが必要です。

これまでに示したものの以外にも人権問題が存在し、また、社会情勢の変化や地震等の災害などの起因により新たな人権問題が発生する可能性もあります。

本市では、様々な人権問題に対して、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図るため、人権教育・啓発の推進を図っていきます。

### 第3章 基本計画の推進

本市の基本計画の目標と基本姿勢、人権問題の現状と課題を踏まえて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するための教育・啓発を推進する具体的施策について、今後の方向性を以下に示します。

#### 1 あらゆる場を通じて

すべての人々の人権が尊重される社会を実現するために、あらゆる人々が、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・職場などあらゆる場や機会において、人権・同和教育を享受できるよう取組を進めるとともに啓発の推進を図ります。

##### （1）就学前教育・学校教育

認定こども園、保育所や幼稚園といった教育・保育施設や学校においては、教職員等が一体となって取り組む推進体制の下、自分と異なる個性を尊重し、異なった環境の中で育ってきた人との違いを認め、互いにかかわり合う中で支えあい、自立心を育て、豊かな人間関係を築くことのできる子どもを育成する必要があります。その際、少子化や核家族化等の進展により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、家庭・地域との連携を一層深めることが大切です。さらに、保護者に対する「家庭の役割や子育ての重要性の啓発」、「相談体制の充実」など子育て家庭に対する支援を行うとともに、地域の様々な施設や団体等、地域の教育力を最大限に生かしていく必要があります。

就学前教育においては、一人ひとりの理解を深め、自然体験や社会体験、地域の人々との交流等豊かな体験活動を通して、幼児の主体的な活動を確保するとともに、集団との関わりの中で人との違いに気付き、思いやりの心や生命を尊重する心等を養っていくことに努めます。

学校教育においては、「大分市教育ビジョン」を基調に、人権・同和教育の全体計画及び年間指導

計画を教育課程に位置付け、教育活動全体を通して、子どもの発達の段階に応じ、人権に関する知的理解の深化及び体験的な活動を取り入れること等による豊かな人権感覚の涵養を目指す中、人権を尊重しようとする態度、差別を見抜き許さない実践力の育成に努めます。

また、人権にかかわる今日的課題や学校・地域の課題を明らかにし、それらに対応する研修を通じて、教職員等の資質の向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識と豊かな人権感覚を備えた人材の育成に努めます。

## (2) 社会教育

社会教育においては、一人ひとりがお互いの基本的人権を尊重するとともに、自らの生活の中に見られるあらゆる人権・同和問題にかかわる課題に気づき、理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力につながる人権意識の醸成が求められています。

このような人権意識の醸成を目指して、公民館等社会教育施設においては、地域住民や施設利用者に対して、多様な学習機会を提供するとともに、参加者の行動につながるよう具体的な人権問題に即した参加体験型や視聴覚機器の効果的活用など学習内容・方法の工夫改善を図ります。

また、人権・同和問題の解決に向けて、住民が自発的に学習できる環境づくりや相互に連携できる地域づくりを進め、地域において人権教育を効果的に推進していく資質と指導力のある市民の育成に努めます。

さらに、地域において、様々な人々が相互理解と地域社会への参加を促進するため、啓発事業を実施します。

## (3) 家庭・地域

人権にかかわる感性は、何気ない日常の暮らしの中で形成されるものであり、生活の拠点である家庭や地域の人権意識を高めることが極めて重要です。

そのためには、まず大人自身が、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についての学習を深め、差別を見抜き差別に立ち向かう行動力・実践力を養うことが大切です。

そのために、PTA活動や家庭教育学級等、保護者の様々な活動の中に人権学習を位置付けるとともに、各地区人権教育(尊重)推進協議会及び自治会単位の啓発活動にも積極的に取り組むことにより人権に対する認識の深化と人権意識の高揚に努めます。

## (4) 企業

企業は、自らの事業活動を通じて利益を得るだけでなく、地域社会には雇用の創出や税増収といった効果をもたらします。しかし、一方で不祥事が起これば、企業自身の信用を落とすだけでなく、人々の生活や安心安全、経済・社会秩序に対して悪影響を及ぼすことがあります。近年、企業の社会的責任(CSR)という考え方が定着しつつあります。これは、企業の活動において、社会的公正や人権・環境への配慮を組み込み、ステークホルダー(消費者、投資家、取引先、地域社会、従業員といった利害関係者)に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める、という考え方です。

CSRは、企業だけではなく、ステークホルダーにおいても重視されるようになってきました。無責任な行動をとる企業に対しては強い批判が寄せられ、経営の根幹に大きなダメージを与える場合があります。このため企業には、「各種ハラスメントの防止」、「障がい者の法定雇用率の達成」、「公

正な採用選考の実施」など、あらゆる人権問題を直視し、事業活動のプロセスの中に、常に人権への配慮を組み込むことが求められます。

企業における人権問題の取組については、国、県と連携を図りながら各種企業団体を通じ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の研修機会の確保を働きかけるとともに、企業向けの広報紙やホームページを活用しながら、企業が公正な採用選考等を推進するための人権啓発の充実に努めます。

#### **(5) 特定の職業に従事する者**

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組を充実する必要があります。そのため、次のような人権教育・啓発の推進に努めます。

##### **【市職員】**

市職員は、職務の遂行にあたっては、常に人権意識をもって臨むことが求められていることから、すべての職員が全体の奉仕者である公務員として、必要な人権感覚を身に付け、自らが啓発する立場にあることを自覚し、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」の趣旨を理解できるよう、研修等の機会を通じ、効果的な啓発を図ります。

また、市の施設の管理・運営を行う指定管理者の職員も、研修等を実施し、人権感覚の醸成を図ります。

これらを通じ、全ての職員が正しい知識を習得し、他人の痛みを自分の痛みとして感じ、決して差別を見逃さない、許さない感性を磨き、差別問題は自ら解消するという強い信念と行動力を育成するとともに、人権尊重の視点に立ち、やさしさと配慮に満ちた接遇を行い、さらなる市民サービスの向上を図っていきます。

##### **【教職員等】**

就学前教育・学校教育において、子どもたちの人権意識を育むために、保育所職員・学校教職員の人権意識の高揚と効果的な人権・同和教育を推進するための実践的指導力の向上を図ります。

そのため、保育所職員、学校教職員の研修においては、人権尊重の理念やあらゆる人権問題に対する理解を深めるとともに、人の痛みに気付く豊かな人権感覚の涵養に努めます。その際、少人数や参加体験型の研修、交流や情報交換の場を取り入れるなど、研修内容・方法の工夫改善に努めます。

##### **【医療関係者】**

医療現場における患者の人権を尊重し、人権意識の一層の向上に向け、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士などの医療関係者に対して、人権意識の高揚を図ることができるように、関係諸団体と連携して人権啓発の充実に努めます。

##### **【福祉保健関係者】**

福祉や保健の分野で、市民と接する機会の多いケースワーカーをはじめホームヘルパー、ケアマネージャー等の介護サービス関係者、民生委員・児童委員、保健師、家庭児童相談員、母子相談員や社会福祉施設職員などに対して、人権意識の普及・高揚を図ることができるように、人権教育・啓発の充実に努めます。

このため、各職場や養成機関での研修はもとよりそれぞれ研修会や講演会など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を実施し、差別のない明るい社会づくりに努めます。

##### **【マスメディア関係者】**

情報化社会の進展が著しい今日、新聞、テレビ、ラジオなど各種広報媒体を通じた情報は、世論の

形成に大きな影響を与えるところであり、人権尊重の社会を形成する上でマスメディアの果たす役割は極めて大きいと言えます。

このため、マスメディア関係者に対して、人権教育・啓発のための自主的な取組が行われるよう働きかけ、常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うよう要請していきます。また、今後ともマスメディアに対して人権に関する情報提供を行い、人権教育・啓発の推進に努めます。

## 2 効果的な推進

市民一人ひとりが、日常生活において人権に配慮した行動ができるよう、人権に関する正しい知識を確実に身に付けるとともに、豊かな人権感覚を育む効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

### (1) 学習機会の拡大・充実

すべての人々がそれぞれのライフサイクルの中で、人権について学ぶことができるよう、生涯学習の視点に立った人権教育を推進し、学習機会の拡充に努めます。

#### ① 市民の人権意識、学習ニーズの把握

生活様式や価値観の多様化に伴い、人権に対する意識や学習ニーズも多様化し、絶えず変化しています。

市民各層の人権意識や学習ニーズを的確に把握し、人権教育・啓発の基本的な方向性や実践の場に反映するように努めます。

#### ② 人材の育成と活用

人権問題について市民が関心を持ち、考え、取り組むことによって、人権が尊重される社会が実現することから、市民の身近なところでの人権問題に関し、指導し助言するリーダーやボランティアの活動が必要不可欠となります。地域や民間の諸団体、有識者などとの連携を深め、これらの人材の育成に努めます。

さらに、国や県の実施する各種研修会等も活用しながら人権研修・啓発を企画できる指導者の育成にも努め、こうした人たちが能力を発揮できるよう支援していきます。

また、市民の日常生活や学習活動に必要とされる人材については、関係各機関と連携し人材の登録制度等の充実に努めます。

#### ③ 教材等の開発・整備

市民のライフサイクルや地域の実情に応じ、あらゆる人権問題を適宜取り上げながら、身近な話題や心情に訴える教材を取り入れるなど内容の開発・工夫に努めます。また、知的理解を深める講義形式の学習に加え、少人数や参加体験型の学習など人権感覚の涵養につながる学習方法の工夫・改善に努めます。さらに、人権啓発センター（ヒューレおおいた）等の施設の効果的な活用も含め、市民の学習ニーズや興味、関心に即した学習内容の開発に努めます。

保育所や幼稚園においては、他の人々と親しみ支え合って生活することの楽しさを実感するとともに、互いの違いから生ずる問題場面での具体的な解決方法を考えるなど、場や機会の工夫に努めます。

小・中学校では、人権尊重の精神を身に付けた実践力のある子どもを育成するため、子どもたち自らが行動を通して学ぶ集団づくりを進める中、コミュニケーション能力や問題解決能力などを培う自主的な活動の充実に努めます。また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する歴史的な事象や身近な人権問題の教材化に努めます。

人権についての主体的・継続的な学びを支援するために視聴覚教材等の充実・整備を図るとともに、人権啓発資料等の発行については内容の工夫・充実に努めます。



## (2) 情報の提供と啓発

従来の人権教育・啓発には、講義型あるいは印刷物による啓発のように、一方的なものが多く見られました。こういう人権教育・啓発は、多数の人々に一定程度の知識を与えるという意味では有効でしたが、マンネリ化するという弊害も現れてきます。また、正しい知識を持つことが、直ちに正しい行動に結びつくものではありません。このようなことから市民一人ひとりが日常生活の中で、人権問題に関心を持つとともに、主体的・継続的に学べるよう参加体験型学習や人権啓発センター（ヒューレおおいた）において様々な立場の市民（妊婦・高齢者・障がい者など）の擬似体験を取り入れるなど、学習プログラムの工夫改善に努めます。

情報提供や啓発に際しては、障がい者・外国籍を有する市民等に配慮するなど、受け手の立場に立った情報提供に留意するとともに、啓発の目的が達成されるよう効果的な情報伝達手段の選定や表現・手法などを工夫することにより、市民の興味・関心を高めるよう努めます。

### ① 情報提供の整備・工夫

人権教育・啓発の推進にあたっては、市民が主体的・自主的に人権問題に取り組むことが大切であり、そのためには市民に人権に関するより広範な情報を提供する必要があります。

このため、市民の身近な公共施設において、情報提供や相談体制を整備するとともに、新聞・テレビ・ラジオなどのマスメディアの効果的活用にも努めます。

さらに、近年、情報化社会の進展により、スマートフォンやタブレットパソコンが普及し、誰もが時間や場所を選ばず手軽に大量の情報を取得できるようになりました。市のホームページ等を活用し、広く市民に対して、より多くの人権関連情報の提供に努めます。

### ② 啓発内容の充実

人権を市民の日常生活に定着させるためには、啓発の内容が市民一人ひとりにとってより身近であることが必要です。

そのためには、1965年（昭和40年）同和対策審議会答申で「我が国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格を持っているが、他面では前近代的な身分社会の性格を持っている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。また、封建的な身分階級秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる」と述べられているような私たちの生活の中にある課題を解決していくことが、同和問題をはじめあらゆる人権問題解決への喫緊の課題であります。

このため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」等の周知徹底に努めるとともに、人権問題を未解決のまま温存助長している生活課題を洗い出し、啓発に努めます。

## (3) 連携の促進

### ① 国・県との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するには、国・県との連携は不可欠です。人権教育・啓発が広範に取り組まれるよう、人権関連情報、教材、指導者など、それぞれが保有する人権教育・啓発の推進に必要な情報の提供について、相互に連携し協力していきます。

## ② 地域・民間との連携

本基本計画の実効性を高めるためには、公的部門だけでなくあらゆる部門において人権教育・啓発の取組が積極的になされることが必要です。このため、地域や民間との連携が不可欠であり、地域や各種団体に人権教育・啓発の取組の充実を促すとともに講師の派遣や教材の提供など適切な助言や情報提供を行います。

地域・民間における同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する人権教育・啓発の推進については、「各地区人権教育（尊重）推進協議会」、「大分市人権・同和教育推進連絡協議会」、「大分市民生委員・児童委員協議会」、「大分市PTA連合会」等と連携し、講演会の実施や学習資料の配布などにより充実強化を図ります。

また、地域における人権問題を解決するには、行政だけでなく、地域社会を構成する市民と民間団体等の相互協力による積極的な取組が重要です。

このため、人権が尊重されるまちづくり、つまり「人権のまちづくり」に向けた市民協働による人権施策の促進に努めます。

### （４） 相談・支援・救済体制の充実

人権施策を推進していく上で、人権教育・啓発のみならず、相談・支援体制が重要となっています。「人権救済制度の在り方について」の人権擁護推進審議会の答申においても「相談は適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、本格的な救済手続きへの導入や他の救済にかかわる制度等を利用すべきものについてはその紹介・取次ぎによる振分け機能を持っている」とその重要性が指摘されています。

人権侵害を受けた被害者の救済については、最終的には紛争解決手段としての裁判制度のほか、児童虐待、労働問題等の個別の分野における裁判制度を補完する特別な制度により取り組まれてきました。

一方、人権に関する相談・支援は、国においては、法務局の人権擁護委員により行われ、また、県では、個別課題ごとに相談機関を設置して実施しています。

本市の相談・支援体制についても、行政に関する相談、法律に関する相談、同和問題に関する相談、ドメスティック・バイオレンス等の女性相談、子どもの虐待等に関する児童相談、障がい者に関する相談、高齢者に関する相談等に対応するため、人権啓発センター（ヒューレおおいた）等の人権に関する相談窓口を設置しています。

しかしながら、ドメスティック・バイオレンス、子ども、高齢者、障がい者への虐待をはじめとした相談件数が増加するとともに、日本以外の国や地域の出身者であることを理由とした不当な理由に対する不当な差別的言動や、情報化の進展に伴うインターネット上での特定の個人や集団に対する誹謗中傷など、人権問題が複雑・多様化する中、その相談内容も広範囲にわたっており相談・支援体制の一層の充実が求められています。

このため、国（法務局等）、県及び関係団体（NPO等）とのさらなる連携・協力、情報の共有化を図るとともに職員の資質向上のため研修を強化するなど、人権・同和問題の解決に向けた相談・支援・救済体制の充実に積極的に努めます。

## 第4章 推進体制等

### 1 推進体制

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るために「大分市人権教育・啓発推進本部」を中心に全庁体制で推進します。

また、推進にあたっては、関係団体等（NPOを含む）と連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるよう働きかけるとともに、積極的な支援に努め、さらに、「大分市人権教育・啓発推進懇話会」など幅広く市民から意見を求め、計画の推進に反映します。

### 2 市民意識調査の実施

市民の人権・同和問題に関する意識の現状を把握・分析し、今後の人権教育・啓発に関する施策を有効に進めるための基礎資料にすることを目的に、人権に関する市民意識調査を5年毎に実施します。

### 3 行動計画の策定

基本計画に基づいた具体的な事業・取組として行動計画を策定し、人権教育・啓発に関する施策を実施します。

### 4 基本計画及び行動計画の確認と見直し

人権教育・啓発に関する前年度の施策（行動計画）の実施報告を総合的に点検し、その結果を次年度の人権施策（行動計画）に適正に反映させるなど基本計画の確実な推進及び行動計画の実施に努めます。

また、基本計画は、社会情勢の変化及び進捗状況に応じ、概ね10年以内に計画の全体的な見直しを行うものとし、行動計画は必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

# 資 料

# 大分市人権教育・啓発基本計画改定版 用語解説

記載箇所		用語	解説
大項目	中項目		
策定の背景	国際的な潮流	世界人権宣言	資料41頁参照
策定の背景	国際的な潮流	国際年	国際婦人年、国際児童年、国際障害者年、国際識字年、国際寛容年など。
策定の背景	国際的な潮流	ユネスコ	教育・科学・文化を通じて国際協力を促進し、世界の平和と安全に貢献することを目的とする国際連合の機関。
策定の背景	国の取組	日本国憲法	資料43頁参照
策定の背景	国の取組	憲法の3大基本原則	国民主権、基本的人権の尊重、平和主義。
策定の背景	国の取組	同和対策審議会答申	資料45頁参照
策定の背景	国の取組	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	資料47頁参照
策定の背景	国の取組	「児童の虐待防止等に関する法律」	資料48頁参照
策定の背景	国の取組	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」	資料50頁参照
策定の背景	国の取組	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」	資料51頁参照
策定の背景	国の取組	「犯罪被害者等基本法」	資料52頁参照
策定の背景	国の取組	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」	資料54頁参照
策定の背景	国の取組	「生活困窮自立支援法」	資料55頁参照
策定の背景	国の取組	「いじめ防止対策推進法」	資料56頁参照
策定の背景	国の取組	「障害者差別解消法」	資料58頁参照
策定の背景	国の取組	「ヘイトスピーチ規制法」	資料60頁参照
策定の背景	国の取組	「部落差別解消推進法」	資料62頁参照
策定の背景	本市の取組	「部落差別撤廃」に関する決議	資料63頁参照
策定の背景	本市の取組	大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例	資料64頁参照
策定の背景	本市の取組	人権という普遍的文化の創造	人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない、どこへ行ってしまっても変わらない権利が日常生活の中で当たり前となっている社会の実現を目指す。
基本的な考え方	基本姿勢	グローバル化	経済などのシステムが国を超えて世界的なものになる動き。地球規模化・地球一体化。
基本的な考え方	基本姿勢	NPO	非営利組織Non Profit Organizationの略語、営利を目的とせず社会貢献を目的として活動する民間の団体。
同和問題	現状と課題	同和対策事業特別措置法	資料65頁参照
同和問題	施策の方向性	地域改善対策協議会意見具申	資料67頁参照
同和問題	施策の方向性	寝た子を起こすな論	同和問題について、取り上げずに、そっとしておけば、差別は自然になくなるという考え方。
同和問題	施策の方向性	エセ同和行為	同和問題を口実に、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。
女性の人権問題	現状と課題	男女共同参画社会基本法	資料69頁参照
女性の人権問題	現状と課題	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	資料71頁参照
女性の人権問題	現状と課題	合計特殊出生率	一人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計値。
女性の人権問題	現状と課題	セクシュアルハラスメント	相手側の意に反して性的な言動を行い、雇用の場における不利益を与えたり、就業環境を害することをいう。
女性の人権問題	現状と課題	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	資料50頁参照
子どもの人権問題	現状と課題	児童虐待の防止等に関する法律	資料48頁参照
子どもの人権問題	施策の方向性	大分市子ども条例	資料73頁参照
子どもの人権問題	施策の方向性	すくすく大分っ子プラン	大分市子ども条例の趣旨及び子ども・子育て支援法の目的を踏まえ、「すべての子どもがすくやかに育つことができる大分市」を目指し策定。計画期間は平成27年からの5年間。
障がい者の人権問題	現状と課題	医学モデル	障がい者が困難に直面するのは、病気や外傷等から生じた障がいによる個人的な問題ととらえ、専門職による個別の治療により克服するものという考え方。
障がい者の人権問題	現状と課題	社会モデル	障がい者が困難に直面するのは、社会が障壁を作っているためととらえ、社会のあり方こそが障がい者に不利を強いているとする考え方。
障がい者の人権問題	現状と課題	合理的配慮	障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。
障がい者の人権問題	現状と課題	ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、障がい者が社会の中で普通の生活が送れる条件を整えるべきであり、健常者と障がい者が共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
障がい者の人権問題	施策の方向性	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や施設など生活環境をデザインする考え方。
外国人の人権問題	現状と課題	グローバル人材	世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間（「産学官によるグローバル人材の育成のための戦略」、平成23年4月28日）

記載箇所		用語	解説
大項目	中項目		
外国人の人権問題	現状と課題	グローバル化	人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。
外国人の人権問題	現状と課題	あらゆる国籍の市民	国籍を問わず大分市にかかわる人のこと。
外国人の人権問題	現状と課題	ヘイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のこと。
外国人の人権問題	施策の方向性	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題	現状と課題	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	資料74頁参照
HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題	現状と課題	HIV	ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略語、ウイルスの名前。
様々な人権問題	プライバシーをめぐる人権問題	本人通知制度	戸籍謄・抄本、住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付した場合に、その交付した事実を本人に通知する制度。
様々な人権問題	プライバシーをめぐる人権問題	改正個人情報保護法	情報通信技術の進展により、膨大なパーソナルデータが収集・分析される、ビッグデータ時代の到来。他方、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ(グレーゾーン)のために、企業は利活用を躊躇。また、いわゆる名簿屋問題により、個人情報の取り扱いについて一般国民の懸念も増大。などの背景によって、「個人情報の定義の明確化」「適切な規律の下で個人情報等の有効活用性を確保」「個人情報の保護を強化」「個人情報保護委員会の新設及びその権限」「個人情報の取扱いのグローバル化」「その他の改正事項」を整備
様々な人権問題	その他の人権問題	自死遺族	自殺により親族を亡くした遺族を指すが、支援の対象となるのは親子、配偶者、兄弟姉妹だけに限定されるものでなく、親戚、友人、恋人、同僚なども含む「自殺した人と近い関係にあった人。
様々な人権問題	インターネットによる人権侵害	ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)	インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。
様々な人権問題	インターネットによる人権侵害	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。
あらゆる場を通じて	インターネットによる人権侵害	情報リテラシー	情報に関する基礎的な知識・技能であり、情報の「探索・収集」「整理・分析・評価」「表現・発信」までの一連の能力。
様々な人権問題	性的少数者(セクシャル・マイノリティ)の人権問題	性的少数者	性同一性障がい及び性的指向に関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがありますが、それらは一般的に次のことを指しています。L：女性の同性愛者(レズビアン)、G：男性の同性愛者(ゲイ)、B：両性愛者(バイセクシュアル)、T：性同一性障がい(トランスジェンダー) 『法務省HP「性の多様性について考える」から』
あらゆる場を通じて	就学前教育・学校教育	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。また、子育て支援の場が用意されており、施設に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加ができる。
あらゆる場を通じて	家庭・地域	各地区人権教育(尊重)推進協議会	地域が主体となって、人権が尊重される住みよい地域づくりに取り組んでいくことを目的とした協議会。平成23年をもって市内全域13地区に設置されている。
効果的な推進	連携の促進	大分市人権・同和教育推進連絡協議会	各団体相互の連携により、同和教育をはじめとする様々な人権問題の解決について正しい認識や継続的な実践力を培うことを目的とした協議会。学校教育部会・社会教育部会・企業部会・地域部会の4つの部会で組織されている。

国内の取組み年表

西暦	和暦	名称等	分野
1945年	(昭和20年)	「衆議院議員選挙法」改正(女性参政権確立)	女性
1947年	(昭和22年)	「日本国憲法」施行	人権
		「労働基準法」施行	人権
1948年	(昭和23年)	「児童福祉法」施行	子ども
1950年	(昭和25年)	「国籍法」施行	外国人
		「身体障害者福祉法」施行	障がい者
		「生活保護法」施行	人権
1951年	(昭和26年)	「出入国管理及び難民認定法」施行	外国人
		「児童憲章」制定	子ども
1953年	(昭和27年)	「外国人登録法」施行	外国人
1955年	(昭和30年)	「婦人の参政権に関する条約」批准	女性
1956年	(昭和31年)	「国際連合」加入	人権
1958年	(昭和33年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准	女性・子ども
1960年	(昭和35年)	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」施行	障がい者
1963年	(昭和38年)	「老人福祉法」施行	高齢者
1965年	(昭和40年)	同和対策審議会答申	同和問題
1969年	(昭和44年)	「同和对策事業特別措置法(同対法)」施行	同和問題
1970年	(昭和45年)	「心身障害者対策基本法」施行	障がい者
1971年	(昭和46年)	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」施行	高齢者
1978年	(昭和53年)	「同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行	同和問題
1979年	(昭和54年)	「市民的及び政治的権利に関する国際規則(自由権規約)」「経済的社会的及び文化的権利に関する国際規則(社会権規約)」「国際人権規約」批准	人権
1981年	(昭和56年)	「難民の地位に関する条約」批准	外国人
		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(犯罪被害者等給付金支給法)」施行	犯罪被害者
1982年	(昭和57年)	「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行	同和問題
		「難民の地位に関する議定書」批准	外国人
1985年	(昭和60年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」批准	女性 子ども
1986年	(昭和61年)	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行	女性
1987年	(昭和62年)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)」施行	同和問題
		「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進に関する法律(障害者雇用促進法)」改正施行	障がい者
1989年	(平成元年)	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行	HIV
1992年	(平成4年)	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行	女性
1993年	(平成5年)	「障害者基本法」(心身障害者対策基本法改正)施行	障がい者
1994年	(平成6年)	「児童の権利に関する条約」批准	子ども
		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行	高齢者 障がい者
1995年	(平成7年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」批准	人権
		「高齢社会対策基本法」施行	高齢者
1996年	(平成8年)	「らい予防法の廃止に関する法律」施行	ハンセン病
		「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申	同和問題
1997年	(平成9年)	「人権擁護施策推進法」施行	人権
		「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画策定	人権
		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行	アイヌ
1998年	(平成10年)	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(高齢者雇用安定法)」施行	高齢者
		「障害者雇用促進法」一部改正施行(障害者雇用率1.8%設定)	障がい者
1999年	(平成11年)	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行	HIV
		「男女雇用機会均等法」改正施行	女性
		「男女共同参画社会基本法」施行	女性
		「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行	子ども
		「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行(知的障害者への用語改正)	障がい者
		「拷問等禁止条約」批准	犯罪者
2000年	(平成12年)	「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行	インターネット
		「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行	子ども
		「外国人登録法」改正施行(指紋押捺廃止)	外国人
		「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー行為等規制法)」施行	女性
		「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に附随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)」施行	犯罪被害者
		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	人権
		「介護保険法」施行	障がい者
		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行	高齢者 障がい者

2001年	(平成 13年)	「人権救済に関する人権擁護推進審議会答申」	人権
		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行	女性
		「雇用対策法」改正施行	障がい者
2002年	(平成 14年)	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	人権
		「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレスの自立支援法)」施行	ホームレス
		「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任制限法)」施行	インターネット
		「身体障害者補助犬を使う身体障害者が自立と社会参加することが促進されるための法律(身体障害者補助犬法)」施行	障がい者
2003年	(平成 15年)	「個人情報の保護に関する法律」施行	プライバシー
		「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行	インターネット
		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(拉致被害者支援法)」施行	拉致問題
2004年	(平成 16年)	「障害者基本法」改正施行(差別禁止理念明文化)	障がい者
		「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正施行	子ども
		「児童虐待防止法」改正施行	子ども
		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一障害者性別特例法)」施行	性的少数者
		「高齢者雇用安定法」改正施行	高齢者
		「DV防止法」改正施行	女性
2005年	(平成 17年)	「犯罪被害者等基本法」施行	犯罪被害者
		「育児・介護休業法」改正施行	障がい者 女性
		「人身取引議定書」締結	人身取引
		「発達障害者支援法」施行	障がい者
2006年	(平成 18年)	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行	高齢者
		「障害者自立支援法」施行	障がい者
		「自殺対策基本法(自殺対策法)」施行	自死
		「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」施行	高齢者 障がい者
		「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)」施行	拉致問題
		「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(被害回復給付金支給法)」施行	犯罪被害者
2007年	(平成 19年)	「男女雇用機会均等法」改正施行	女性
		「探偵業の業務の適正化に関する法律」施行	プライバシー
		「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」施行	障がい者
		「雇用対策法」改正施行	障がい者
2008年	(平成 20年)	「DV防止法」改正施行	女性
		「児童虐待防止法」改正施行	子ども
		「身体障害者補助犬」改正施行	障がい者
		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」決定	アイヌ
		「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(オウム真理教犯罪被害者救済法)」施行	犯罪被害者
2009年	(平成 21年)	「次世代育成支援対策推進法」一部改正施行	子ども
		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行	ハンセン病
		「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行	インターネット
		「外国人登録法」廃止 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」施行	外国人
2010年	(平成 22年)	「肝炎対策基本法」施行	障がい者
		「育児・介護休業法」改正施行	女性
2011年	(平成 23年)	「人権教育・啓発に関する基本計画」改訂	人権
		「障害者基本法」改正施行(障害者の自立及び社会参加の支援明文化)	障がい者
2012年	(平成 24年)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行	障がい者
		「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(震災特例法)」施行	東日本大震災
2013年	(平成 25年)	「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」改正施行	障がい者
		「生活困窮自立支援法」施行	生活困窮者
		「いじめ防止対策推進法」施行	子ども
2014年	(平成 26年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」改正・改称	女性
		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行	子ども
		「障害者の権利に関する条約」批准	障がい者
2015年	(平成 27年)	「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律(震災特例法)」施行	東日本大震災
2016年	(平成 28年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行	障がい者
		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行	外国人
		「国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律」施行	犯罪被害者
		「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行	同和問題
		「障害者の雇用の促進等に関する法律」一部改正施行(2013年に障害者の範囲の明確化、2018年に法定雇用率の算定基礎の見直し)	障がい者
2017年	(平成 29年)	「個人情報の保護に関する法律」改正施行	プライバシー



## 世界人権宣言

### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、… (略) …

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、… (略) …

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第一条 (自由平等)

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第二条 (権利と自由の享有に関する無差別的待遇)

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 … (略) …

### 第三条 (生命、自由、身体の安全)

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第四条 (奴隷の禁止) 第五条 (拷問の禁止)

### 第六条 (法による保障)

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第七条 (法の下での平等)

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第八条 (裁判による救済) 第九条 (拘束等の制約) 第十条 (刑事裁判を受ける権利)

### 第十一条 (無罪の推定等) 第十二条 (プライバシーの保護) 第十三条 (移動と居住の自由)

### 第十四条 (迫害から避難する権利) 第十五条 (国籍を有し、変更する権利)

### 第十六条 (婚姻及び家族の権利)

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

### 第十七条 (財産権)

### 第十八条 (思想、良心及び宗教の自由)

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由

並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### **第十九条（意見及び表現の自由）**

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### **第二十条（結社の自由） 第二十一条（参政権）**

#### **第二十二条（社会保障の権利）**

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### **第二十三条（労働の権利）**

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3…（略）… 4…（略）…

#### **第二十四条（休息の権利） 第二十五条（生存権、母と子の権利）**

#### **第二十六条（教育の権利）**

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。…（略）…

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。…（略）…

…

3 …（略）…

#### **第二十七条（社会に対する義務）**

#### **第二十八条（国際社会等との関係）**

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### **第二十九条（社会に対する義務）**

1 …（略）…

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 …（略）…

#### **第三十条（破壊行為の適用除外）**

## 日本国憲法

(1946 [昭和21]年11月3日公布)

《前文中段》日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

**第1章 【天皇】** (第1条～第8条) **第2章【戦争の放棄】** (第9条)

**第3章【国民の権利及び義務】**

第10条 (国民たる要件)

第11条 (基本的人権の共有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 (自由及び権利の保持義務と公共福祉性)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 (個人の尊重と公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 (平等原則等)

1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条 [参政権] 第16条 [請願権] 第17条 [公務員の不法行為による損害の賠償]

第18条 (奴隷的拘束及び苦役の禁止)

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 (思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 (信教の自由)

1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第21条 (集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 (居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第23条 (学問の自由)

学問の自由は、これを保障する。

第24条 (家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

#### 第25条（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### 第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### 第27条（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

#### 第28条（勤労者の団結権及び団体行動権）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

#### 第29条〔財産権〕

#### 第30条〔納税の義務〕

#### 第31条〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

#### 第32条〔裁判を受ける権利〕

#### 第33条〔逮捕の制約〕

#### 第34条〔抑留及び拘禁の制約〕

#### 第35条〔侵入、捜索及び押収の制約〕

#### 第36条〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

#### 第37条〔刑事被告人の権利〕

#### 第38条〔自白強要の禁止等〕

#### 第39条〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

#### 第40条〔刑事補償〕

### 第4章【国会】（第41条～第64条）

### 第5章【内閣】（第65条～第75条）

### 第6章【司法】（第76条～第82条）

### 第7章【財政】（第83条～第91条）

### 第8章【地方自治】（第92条～第95条）

### 第9章【改正】（第96条）

### 第10章【最高法規】

#### 第97条（基本的人権の由来特質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

#### 第98条（憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守）

- 1 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

#### 第99条〔憲法尊重擁護の義務〕

### 第11章【補則】（第100条～第103条）

## 前 文

…(略)…いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。…(略)…

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日も速やかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

## 第1部 同和問題の認識

### 1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。…(略)…

世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象に他ならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当ではない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別にこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。…(略)…実態的差別とは、同和地区住民の生活実体に具現されている差別のことである。…(略)…

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことがとくに重要である。

…(略)…

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を

現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることも期待しがたいであろう。…(略)  
…

## 2 同和問題の概観

### 第2部 同和対策の経過

#### 1 部落改善と同和対策 2 解放運動と融和対策 3 現在の同和対策とその評価

### 第3部 同和対策の具体案

これまでの同和対策は、明治維新の際の太政官布告を抛りどころとするものであって、それはそれなりに無視することのできない意義をもっていた。けれども現時点における同和対策は、日本国憲法に基づいて行われるものであって、より積極的な意義を持つものである。その点では同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。

したがって同和行政は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないのである。

以上の諸政策は、各々その分野において強力に推進されなければならないが、同時に、総合対策として統一的に把握され、有機的かつ計画的に実施されなければならない。

なお、この際とくに次の諸点に留意する必要が認められる。

- ① 社会的、経済的、文化的に同和地区に生活水準の向上をはかり、一般地区との格差をなくすことが必要である。このためには、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上等の諸政策を積極的かつ強力に実施されなければならない。なおこの場合、地区住民の自覚をうながし、自立意識を高めることが強く要請される。
- ② 地区住民に対する差別的偏見を根絶することが必要である。このためには、学校教育、社会教育を通じて同和教育の徹底をはかるとともに、人権擁護活動を活発に展開しなければならない。なおこの場合、部落差別は古い因習や迷信と無関係ではありえない。したがって、このような弊風を温存する非合理性の強い、おくれた地域社会の体質を改善し、その近代化をはかるためにも適切な対策を講ずることがきわめて大切である。
- ③ 同和問題を社会開発及び経済開発の中に正しく位置づけ、前進する日本の政治体制の中でその解決をはかることが必要である。たとえば多年の懸念である生活環境の改善や就職の機会均等などの諸政策は、このような現在の前向きな姿勢の中で積極的に推進されなければならない。

- 1 環境改善に関する対策
- 2 社会福祉に関する対策
- 3 産業職業に関する対策
- 4 教育問題に関する対策
- 5 人権問題に関する対策

## 結 語

同和行政の方向

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)

最終改正：平成十九年六月一日法律第七十三号

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行っ



た保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

〈第八条～第十七条〉 (略)

〈附則〉 (略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

## 前文

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二～第二条の三）

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条～第五条）

### 第三章 被害者の保護（第六条～第九条の二）

### 第四章 保護命令（第十条～第二十二条）

### 第五章 雑則（第二十三条～第二十八条）

### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

### 第六章 罰則（第二十九条～第三十条）

## 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(2005 [平成17] 年11月9日法律第124号)

最終改正：(2011 [平成17] 年6月22日法律第724号)

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がある養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

〈第2条5～第6条〉 (略)

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

〈第8条～第30条〉 (略)

〈附則〉 (略)

# 犯罪被害者等基本法

(平成 16 年 12 月 8 日法律第 161 号)

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号

## 前 文

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第 3 条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第 7 条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 13 条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第 8 条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

〈第 8 条第 2 項～第 10 条〉（略）

## **第 2 章 基本的施策** 〈第 11 条～第 18 条〉（略）

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

〈第 20 条～第 23 条〉（略）

## **第 3 章 犯罪被害者等施策推進会議** 〈第 24～第 30 条〉（略）

附 則 （略）

# ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

(平成二十年六月十八日法律第八十二号)

最終改正：平成二六年一月二七日法律第一二一号

## 前文

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 (略)

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第四条 ～ 第六条 (略)

第二章 ～ 第五章 (略)

附則 (略)

# 生活困窮者自立支援法

(2013【平成 25 年】12 月 13 日法律第 105 号)

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。・・・(略)・・・

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第 3 条 市(特別区を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。)は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関(次項第二号において単に「関係機関」という。)との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3 国は、都道府県及び市等(以下「都道府県等」という。)が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

## 第 2 章 都道府県等による支援の実施 (第 4 条～第 9 条)

### 第 3 章 生活困窮者就労訓練事業の認定 (第 10 条)

### 第 4 章 雑則 (第 11 条～第 12 条)

### 第 5 章 罰則 (第 20 条～第 23 条)

### 附 則

# いじめ防止対策推進法

(平成二十五年法律第七十一号)

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(第五条、第九条、第十条) (略)

## 第二章 いじめ防止基本方針等

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(第十一条、第十二条、第十四条) (略)

## 第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)



第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(第十六条—第二十一条) (略)

**第四章 いじめの防止等に関する措置** (第二十二条—第二十七条) (略)

**第五章 重大事態への対処** (第二十八条—第三十三条) (略)

**第六章 雑則** (第三十四条・第三十五条) (略)

**附則** (略)

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### <第二条> (略)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 <第六条> (略)

### 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

<第九条～第十三条> (略)

### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置 <第十四条～第二十条> (略)

**第五章 雜則** <第二十一条～第二十六条> (略)

**附 則** (略)

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第四条）

#### 第二章 基本的施策（第五条—第七条）

### 附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

##### （基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第二章 基本的施策

##### （相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### 附 則

( 施 行 期 日 )

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## 部落差別の解消の推進に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 「部落差別撤廃」に関する決議

[平成5年(1993年)6月25日 大分市議会]

同和問題は、人権にかかわる我が国最大の社会問題であり、その早急な解決は国の責務であり、国民的課題である。すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。

我々は、かかる認識に立って、これまでも「部落差別など、すべての差別をしない、させない、許さない」という市民意識の醸成に努めてきた。しかしながら、今日、なお人間の平等が軽視されがちであるばかりか、部落差別に見られる人権侵害の事象は後を絶たないところである。

人権問題に関する教育、啓発活動をより積極的に取り組むことが求められている。

時あたかも、本年は世界人権宣言45周年に当たり、我々は、改めて人間の尊厳を自覚し、差別の撤廃が民主社会建設の基礎であることを認識し、すべての市民が差別のない平和で明るい社会を実現するため、本議会は、ここに「部落差別撤廃」を宣言する。

以上、決議する。

## 大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日

大分市条例第2号

### (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図りもって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市は前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

### (市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (市の施策)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

### (実態調査)

第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 同和対策事業特別措置法

(昭和四十四年七月十日法律第六十号)

最終改正年月日:昭和五三年十一月一三日法律第一〇二号

(目的)

### 第一条

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(同和対策事業)

### 第二条

この法律において「同和対策事業」とは、第六条各号に掲げる事項を実施する事業をいう。

(国民の責務)

### 第三条

すべて国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

### 第四条

国及び地方公共団体は、同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない。

(同和対策事業の目標)

### 第五条

同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによつて、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。

(国の施策)

### 第六条

国は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 対象地域における生活環境の改善を図るため、地区の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境施設の整備等の措置を講ずること。

二 対象地域における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進を図るため、社会福祉施設、保険衛生施設の整備等の措置を講ずること。

三 対象地域における農林漁業の振興を図るため、農林漁業の生産基盤の整備及び開発並びに経営の近代化のための施設の導入等の措置を講ずること。

四 対象地域における中小企業の振興を図るため、中小企業の経営の合理化、設備の近代化、技術の向上等の措置を講ずること。

五 対象地域の住民の雇用の促進及び職業の安定を図るため、職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進等の措置を講ずること。

六 対象地域の住民に対する学校教育及び社会教育の充実を図るため、進学奨励、社会教育施設の整備等の措置を講ずること。

七 対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進等の措置を講ずること。

八 前各号に掲げるもののほか、前条の目標を達成するために必要な措置を講ずること。

(特別の助成)

第七条 (略)

(地方公共団体の施策)

第八条

地方公共団体は、国の施策に準じて必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(地方債)

第九条 (略)

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第十条 (略)

(関係行政機関等の協力)

第十一条

関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、同和対策事業が円滑に実施されるように相互に協力しなければならない。

附則 抄 (略)

## 地域改善対策協議会意見具申

(平成8年5月17日)

### 1 同和問題に関する基本認識

…(略)…(大戦や地域紛争が続いた20世紀を経験した)人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。…(略)…世界平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

1965(昭和40)年の同和対策審議会答申(同対審答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。…(略)…

### 2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯

(2) 現状と課題

① 現状 (略)

② これまでの成果と今後の主な課題

(1993年(平成5)年同和地区実態把握等調査の結果からみて)これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

### 3 同和問題解決への展望

(1) これまでの対策の意義と評価

## (2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く格差解消に努めるべきである。…（略）…

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

## 4 今後の重点施策の方向

### (1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

#### ① 基本的な考え方

…（略）…同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連 10 年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

#### ② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連 10 年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育の関係事業、及び就労対策、農林漁業対策、中小企業対策の中で行ってきたものを含む各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。…（略）…

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。…（略）…

### (2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

### (3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

### (4) 今後の施策の適正な推進

### (5) その他

# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

## 前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

・・・・・・・・(略)・・・・・・・・

## 第1章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族

の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## **第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）**

### **第三章 男女共同参画会議（第21条～第28条）**

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等（第5条～第6条）

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針（第7条）

#### 第二節 一般事業主行動計画（第8条～第14条）

#### 第三節 特定事業主行動計画（第15条）

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条～第17条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条～第25条）

第五章 雑則（第26条～第28条）

第六章 罰則（第29条～第34条）



# 大分市子ども条例

## 前文

子どもは、社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、多くの人々とかかわり、成功や失敗、喜びや悲しみ等の様々な経験を重ねることにより、自分を大切に作る心、他者を思いやる心、規範意識等がはぐくまれ、大人へと成長していきます。

しかしながら、少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待、有害情報のはん濫、子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

私たちの願いは、子どもが、家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふるさとをおいたを愛する心をはぐくみ、生き生きと育つことです。

また、子どもは、大人が規範を守る手本を示してほしい、触れ合いのある住みやすいまちになってほしいと願っています。

このような中、子どもと誠実に向き合い、その思いを受け止めつつ、将来の地域社会の発展を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市が、連携協力し、社会全体で子どもの育成を支援していくことが大切です。

ここに、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、基本理念を定め、家庭、学校等、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育て及び子どもの育ちを社会全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 学校等 子どもが通学、通園等をする学校及び児童福祉施設をいう。

### (基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 家庭、学校等、地域、事業主及び市が主体的にそれぞれの役割及び責務を果たすとともに、相互に連携協力することにより、将来の地域社会を担う子どもが健やかに育つための環境が整えられること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (3) 子どもに関心を寄せ、触れ合う中で信頼関係の確立に努めること。

### 目次 (略)

## 第2章 ～ 第7章 (略)

### 〈附則〉 (略)

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年十月二日法律第百十四号)

最終改正：平成二六年十一月二日法律第一一五号

## 前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に迫り、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいじめの差別的な差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 感染症の発生を予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

第四条 ～ 第八条 (略)

第二章 ～ 第十四章 (略)

附則 (略)